

～気づき、育む親子の笑顔 寄り添いつなげる未来のふるさと～

第2期 玉東町子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
玉東町



はじめに

我が国の将来的な社会保障を考えると、少子高齢化が深刻で「待ったなし」の課題となっております。そのような中、子育て世帯の核家族化や共働き世帯の進展、さらに地域とのつながりの希薄化に伴い、子育てに対する不安や孤立感を持つ家庭が増加し子育て環境が厳しくなっております。

このため、本町では、少子化対策としてオレンジタウンやシルクタウン宅地分譲事業により子育て世帯の流入を図っています。また、子育て環境の改善では「子ども子育て関連3法」の成立を受け、第一期の「子ども子育て支援事業計画」を策定し、未来のまちを担う子どもたちが健やかに育つまちづくりの実現のため「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、子育て環境の改善に取り組んでいます。

今回、「子ども子育て支援事業計画」を改訂し、令和2年度から6年度までの5年間の取り組み施策を総合的かつ効率的に進め、幼児期の教育・保育から切れ目のない一体的な子育て環境を整備し、すべての子どもが健やかに成長する環境が確保できるまちづくりを目指していきます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「玉東町子ども・子育て会議委員」の皆様をはじめ、「子育て支援に関するニーズ調査」にご協力いただいた子育て世帯の皆様、また貴重なご意見・ご提案をいただいた関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

玉東町長

前田 裕津行

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨等	1
2 計画の法的根拠と位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 玉東町の子ども・子育てに関する現状と課題	4
1 統計資料から見る現状	4
2 ニーズ調査結果の概要	11
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本的な考え方	29
3 基本目標	30
第4章 施策の展開	31
1 地域における子育ての支援	31
2 母子の健康の確保	31
3 労働者の職業生活と家庭生活との両立	32
4 子育て世代の保護者負担の軽減	33
5 児童虐待防止対策の充実	34
6 障がい児施策の充実等	35

第5章 子ども・子育て支援サービスの充実 36

- 1 子ども・子育て支援サービスの概要 36
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 37
- 3 児童人口の推計 38
- 4 子ども・子育て環境の整備 39
- 5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 40
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 43
- 7 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 50
- 8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 51
- 9 新・放課後子ども総合プランに基づく取組 52

第6章 子どもの貧困に関する取り組み 54

- 1 子どもの貧困に関する現状と課題 54
- 2 取り組みの方向性 58
- 3 取り組みの内容 60

第7章 計画の推進に向けて 66

- 1 家庭・地域・事業者・行政の役割 66
- 2 計画の推進体制 67
- 3 計画の達成状況の点検・評価 67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の中、玉東町では、平成26年度に「玉東町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めています。

この度、「玉東町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間が満了となることから、新たな計画の策定に向けて、令和元年度にニーズ調査を実施し、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行うとともに、「玉東町子ども子育て会議」において計画の内容について審議し、令和2年度を初年度とする新たな「第2期 玉東町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として策定したものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本町の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「玉東町総合計画」、及び町の各種関連計画との整合性を図っています。

(2) 玉東町の計画体系における位置づけ

本計画は「玉東町総合計画」を最上位計画とし、「玉東町地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「玉東町障害者計画」、「玉東町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「玉東町健康増進計画・食育推進計画」、「玉東町男女共同参画計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。

3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

(1) 玉東町子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「玉東町子ども・子育て会議」を開催し、町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

(今後、実施する予定)

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。



第2章 玉東町の子ども・子育てに関する現状と課題

1 統計資料から見る現状

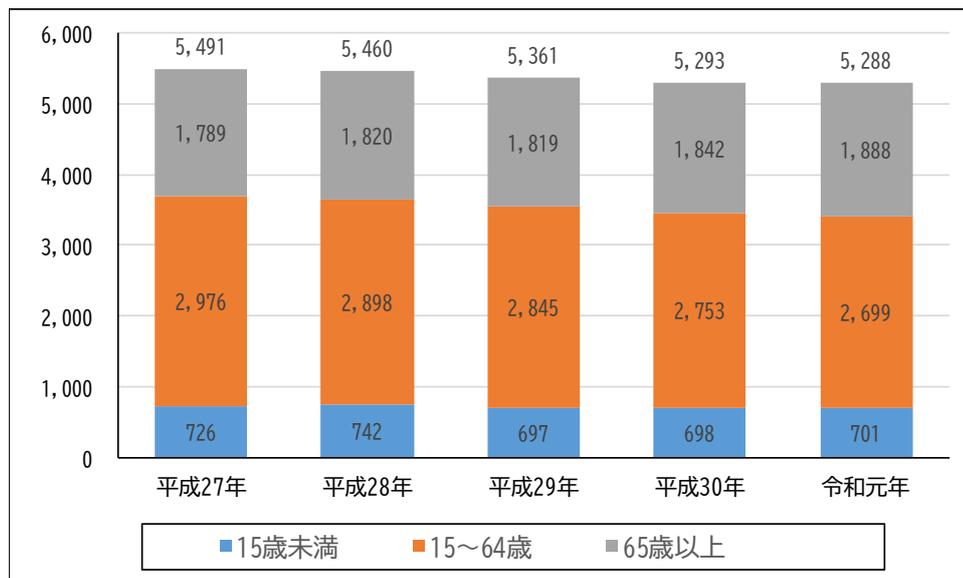
(1) 人口の推移

全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本町においても同様の傾向が見られます。平成27年の総人口が5,491人であったのに対して、令和元年では5,288人と、5年間で203人減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の人口は増加傾向にありますが、15歳未満の人口については、平成29年度以降はほぼ横ばいに推移しています。

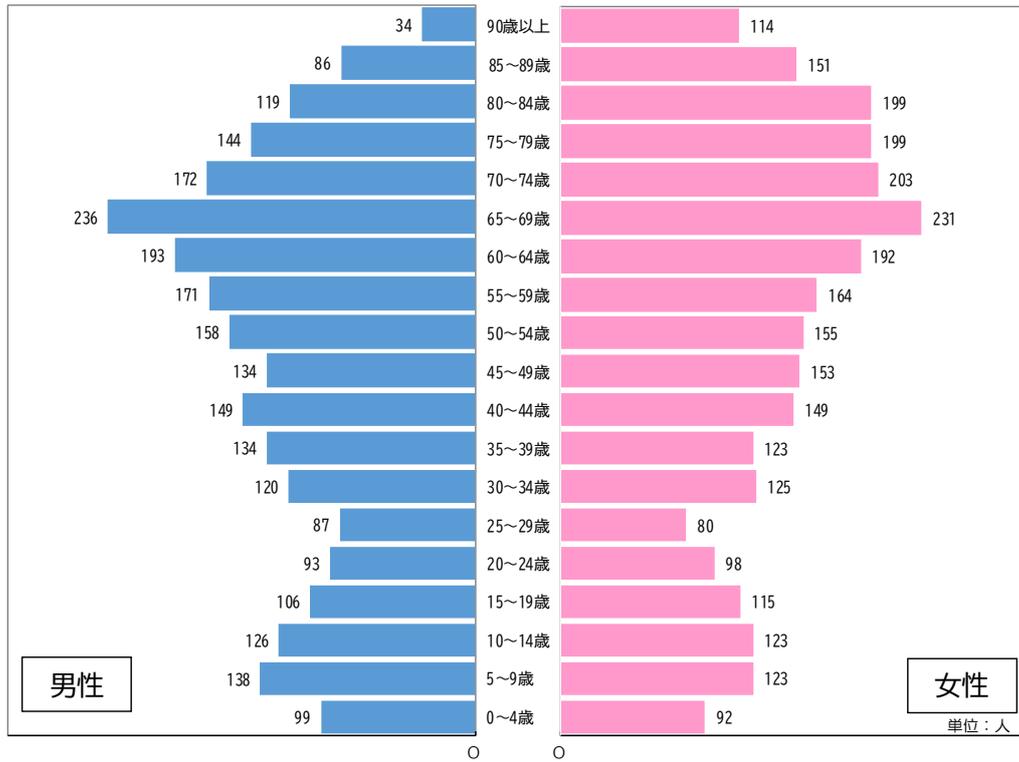
令和元年の年齢5歳階級・男女別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに65～69歳の層が最も多くなっています。25～29歳の層が最も少なくなっていますが、5～19歳の各層では、男女ともに100人を超えている状況です。

【総人口・年齢3区分別人口】



住民基本台帳（各年4月1日現在）

【人口ピラミッド（平成30年）】

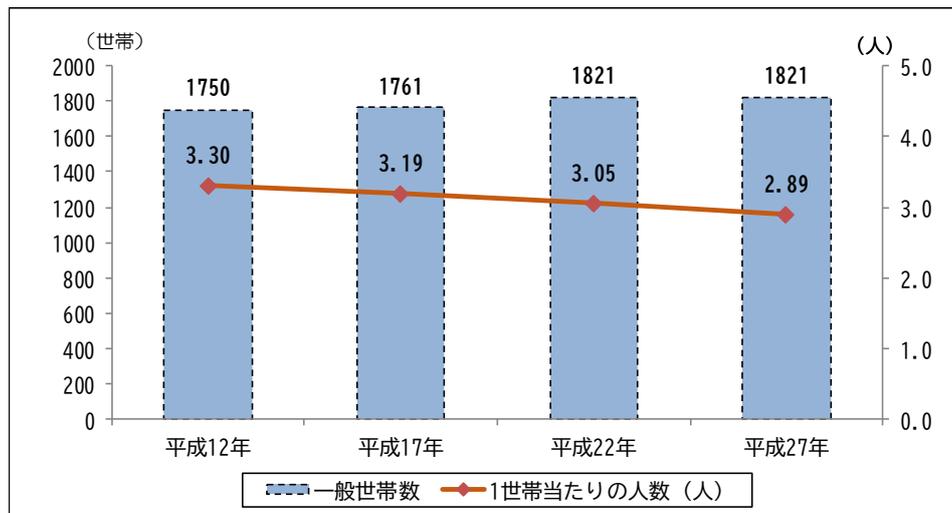


住民基本台帳

（2）世帯の動向

核家族化の進行により、世帯数は増加傾向にあります。1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

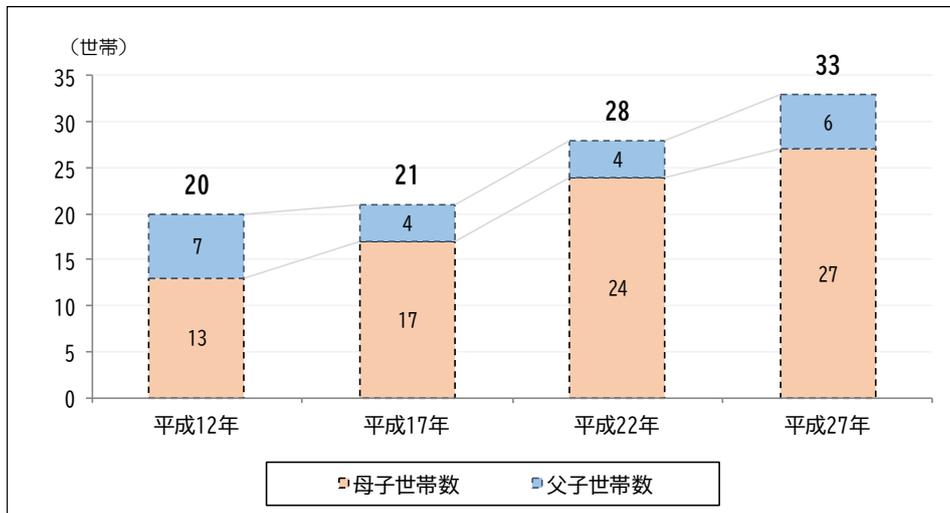
【一般世帯数・1世帯当たりの人数】



国勢調査

ひとり親世帯数は増加傾向にあり、母子・父子世帯は平成27年で33世帯となっています。

【母子世帯数・父子世帯数】



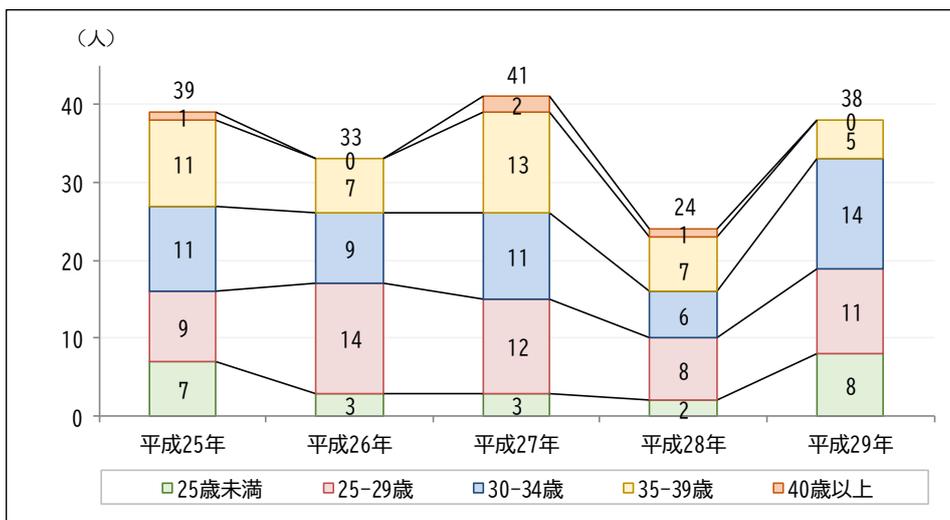
国勢調査

(3) 出生数の推移

母親年齢と出生数の関係では、平成25年と平成29年を比較すると、「35～39歳」の層が大きく減少しており、「30～34歳」の層が増加しています。

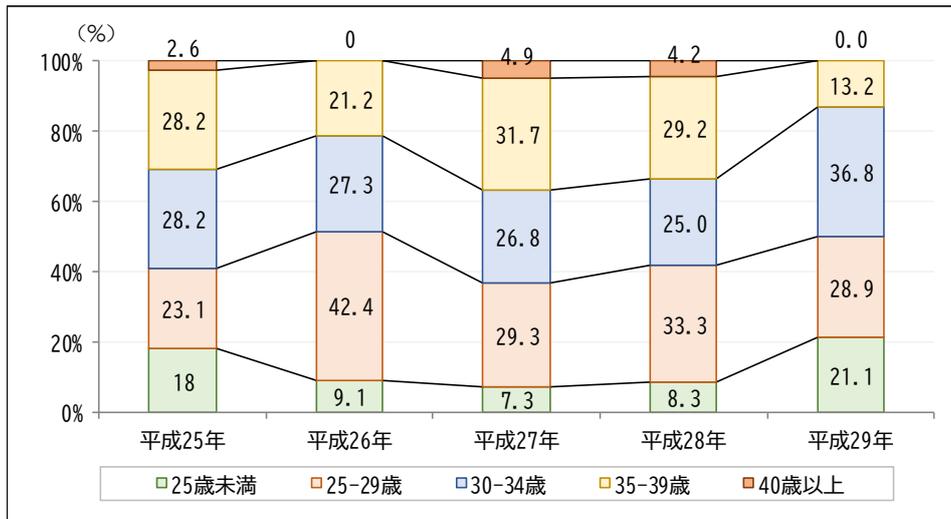
また、母親年齢と出生割合の関係では、平成25年から平成29年の推移をみると、「30～34歳」、「25～29歳」、「25歳未満」の層は増加傾向にあり、「35～39歳」、「40歳以上」の層は減少傾向にあります。

【母親年齢と出生数】



人口動態調査

【母親年齢と出生割合】



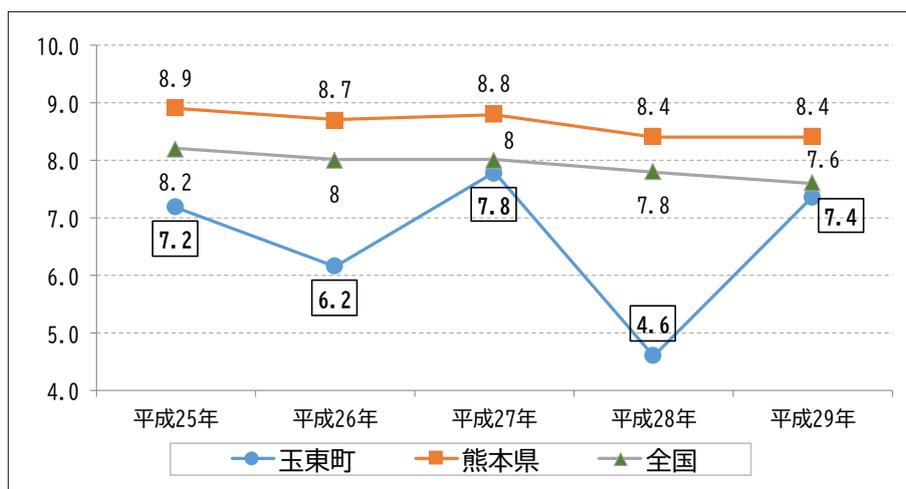
人口動態調査

(4) 出生率の推移

出生率は年によって増減が大きい状況です。国及び県と比較すると、国及び県よりも概ね低い傾向にあります。

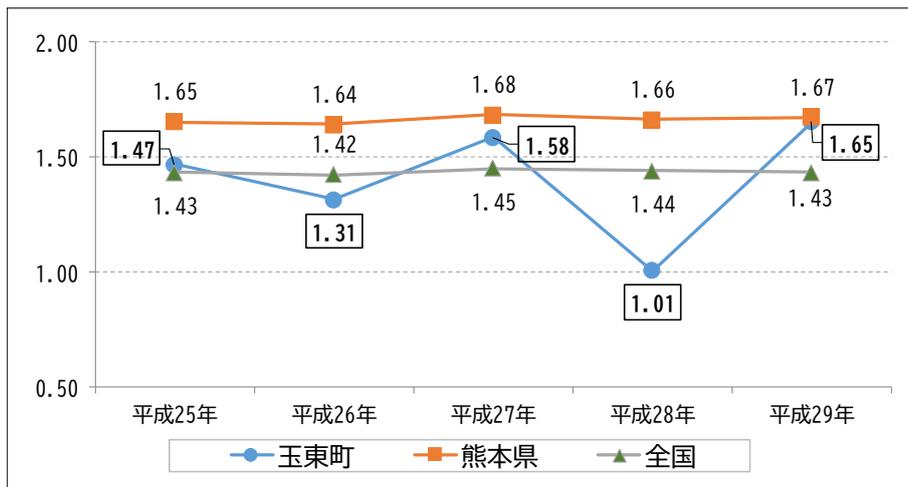
一方、合計特殊出生率についても年によって大きく増減していますが、平成29年では県とほぼ変わらない数値となっています。

【出生率（人口千人当たり）】



人口動態調査（国・県）及び独自試算

【合計特殊出生率】



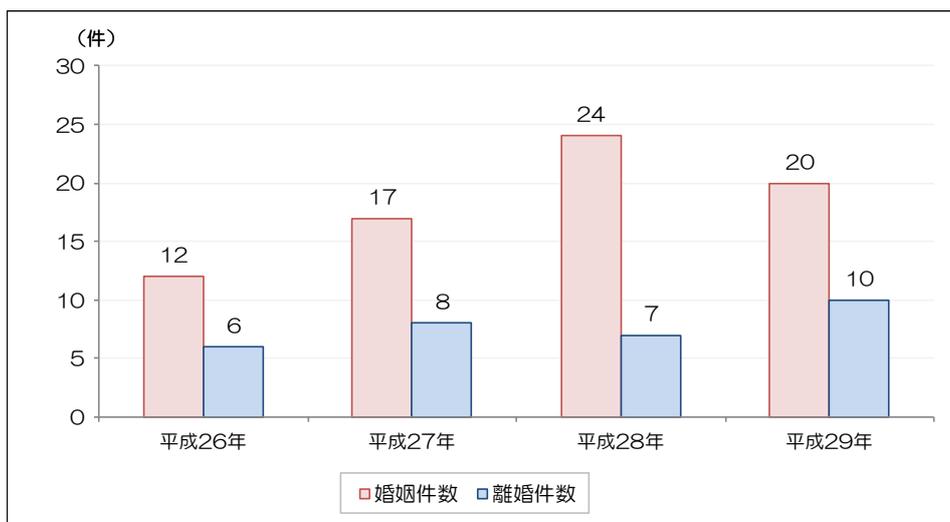
人口動態調査（国・県）及び独自試算

（５）婚姻・離婚の状況

婚姻数は増加傾向にあり、離婚数はほぼ横ばいの傾向にあります。平成29年の婚姻件数は20件、離婚件数は10件となっています。

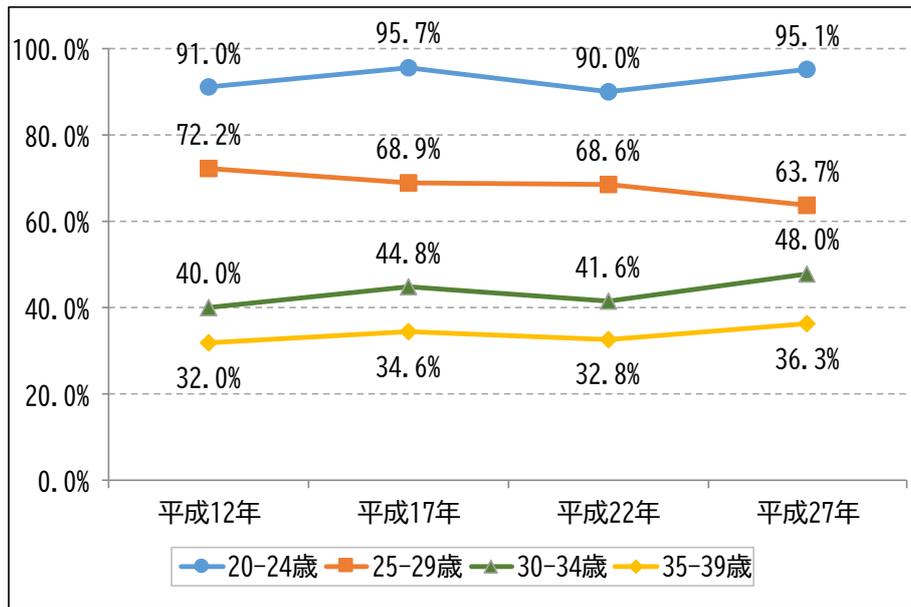
また、年代別の未婚率では、男女ともに「25～29歳」の層が減少しており、「20～24歳」、「30～34歳」の層は増加傾向にあります。

【婚姻件数・離婚件数】



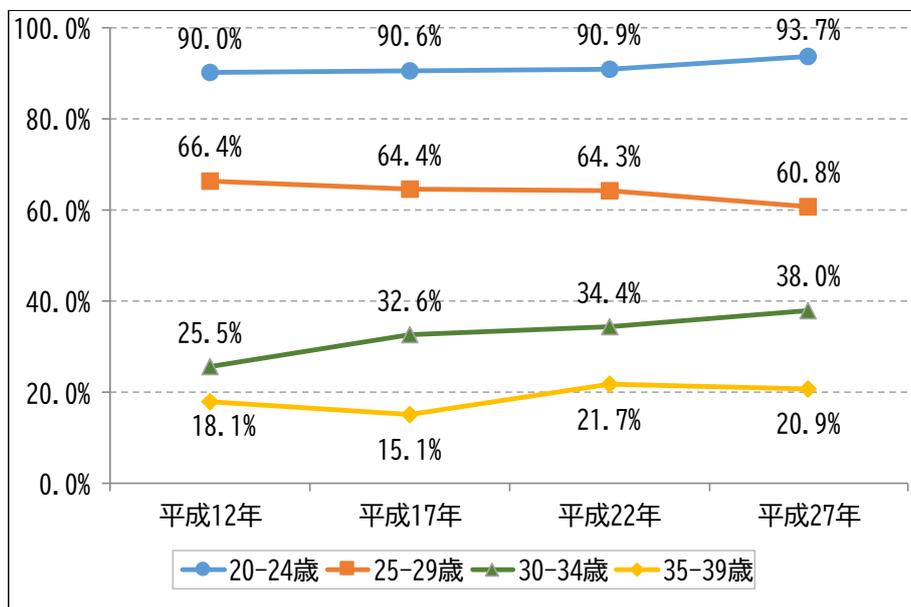
人口動態調査

【年代別未婚率 男性】



国勢調査

【年代別未婚率 女性】



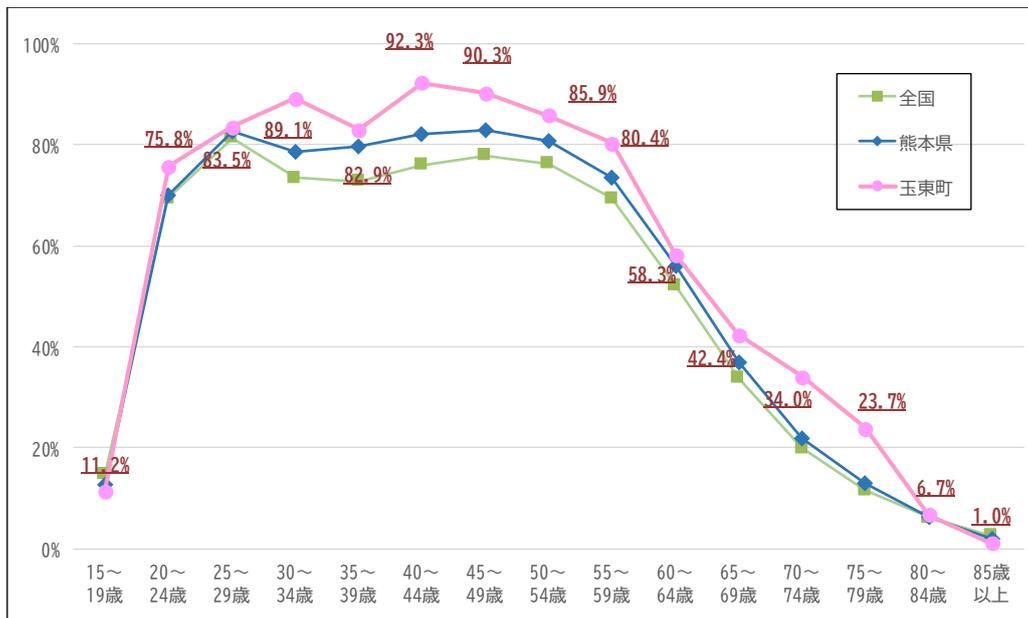
国勢調査

(6) 女性の就労の状況

本町の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）では、子育て世代（20代～30代）の労働力率は国・県を上回っています。また、35～39歳の区分でM字カーブに窪みが見られます。

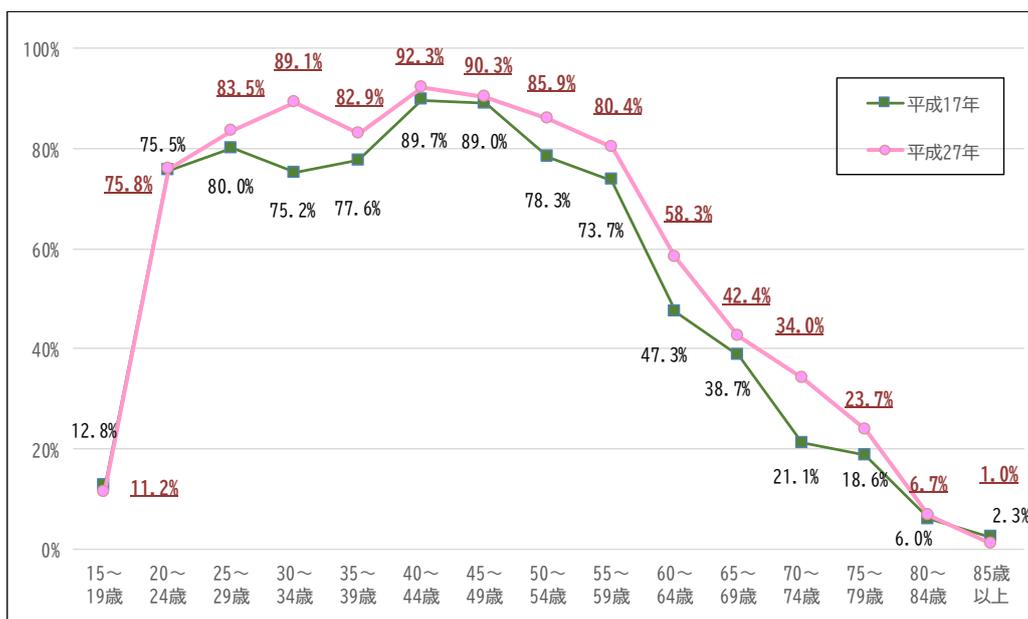
平成17年と平成27年を比較すると、ほとんどの年齢層で上昇しており、就労を希望する女性が増加している様子がうかがえます。今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国、熊本県比較）】



国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率（平成17年、平成27年比較）】



国勢調査

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき平成27年3月に策定した「玉東町 子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、平成31年度に終了することに伴い、新たに「第2期 玉東町 子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の実施要領

調査対象	未就学児童の保護者及び小学1～5年生の保護者	
調査方法	未就学児	園による配布・回収、及び郵送による配布・回収
	就学児	小学校において配布、郵送による回収
調査期間	令和元年7月～8月	
回収結果	就学前児童	配布数 179件 回収数 157件 無効票 0件 (有効回収率87.7%)
	小学生	配布数 191件 回収数 101件 無効票 0件 (有効回収率 52.9%)

集計にあたっての注意点

回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略している場合があります。グラフ中の「n = 」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。

(3) 調査結果から見る現状・課題

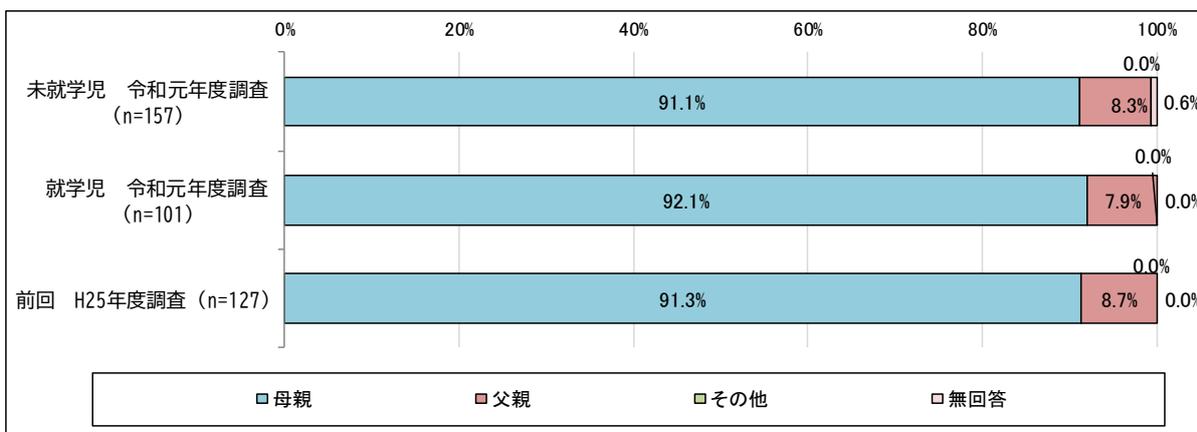
調査対象家族の特徴

回答者（就学前問4、小学生問4）

調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親であり、就学前児童の保護者では91.1%、小学生の保護者では92.1%となっています。

よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

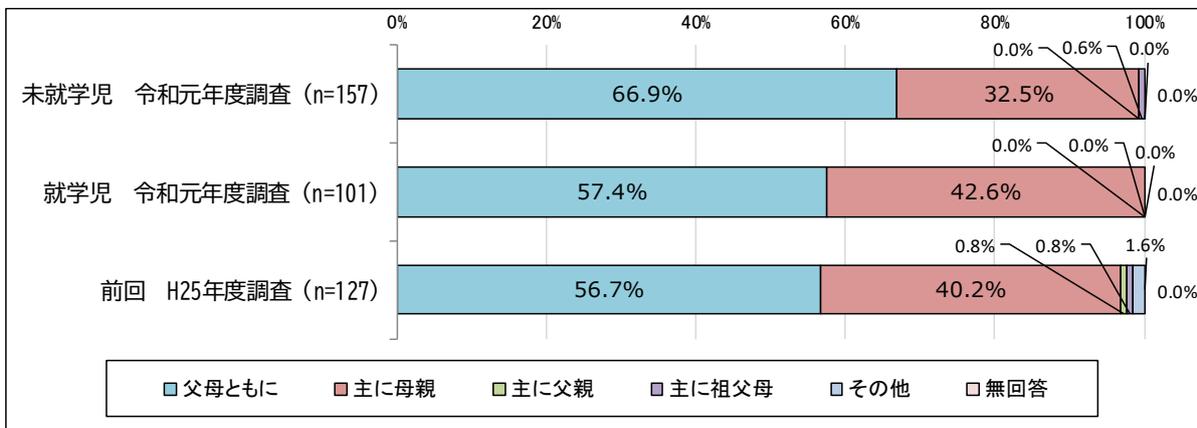
■回答者（就学前問3、小学生問3）



子育ての主な担い手（就学前問6、小学生問6）

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っている家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者では66.9%、小学生の保護者では57.4%となっています。

平成25年度に実施した前回調査（就学前児童のみ実施）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者において56.7%が66.9%となり、10.2ポイント増加しています。

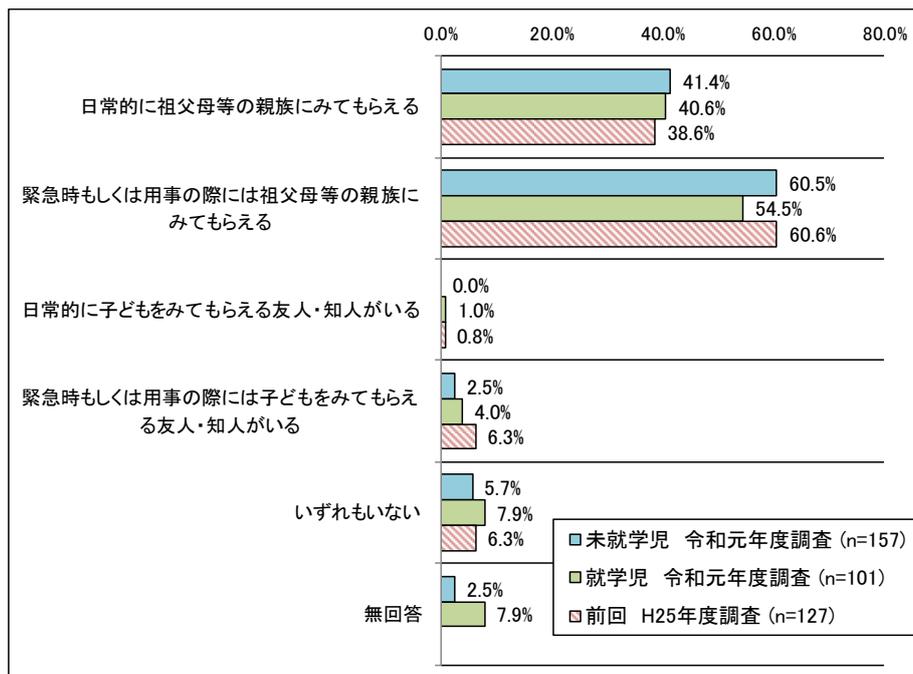


(2) 子どもの育ちをめぐる環境

子どもをみてくれる親族、知人・友人の有無<複数回答> (就学前問9、小学生問8)

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で41.4%、小学生の保護者で40.6%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で60.5%、小学生の保護者で54.5%となっていることから、おおむね半数以上の人は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」家庭は就学前児童の保護者で2.5%、小学生の保護者で4.0%となっています。

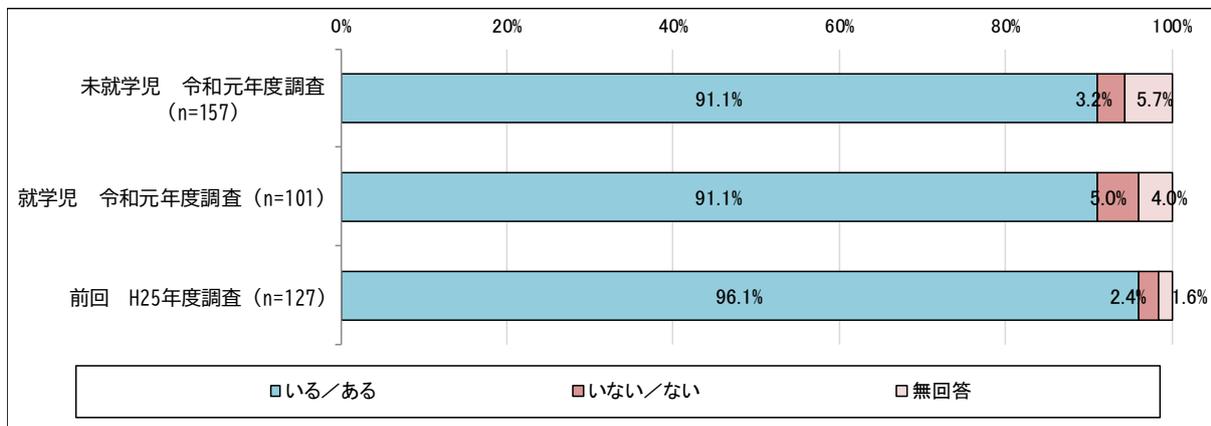
一方、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童では5.7%、小学生の保護者では7.9%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。



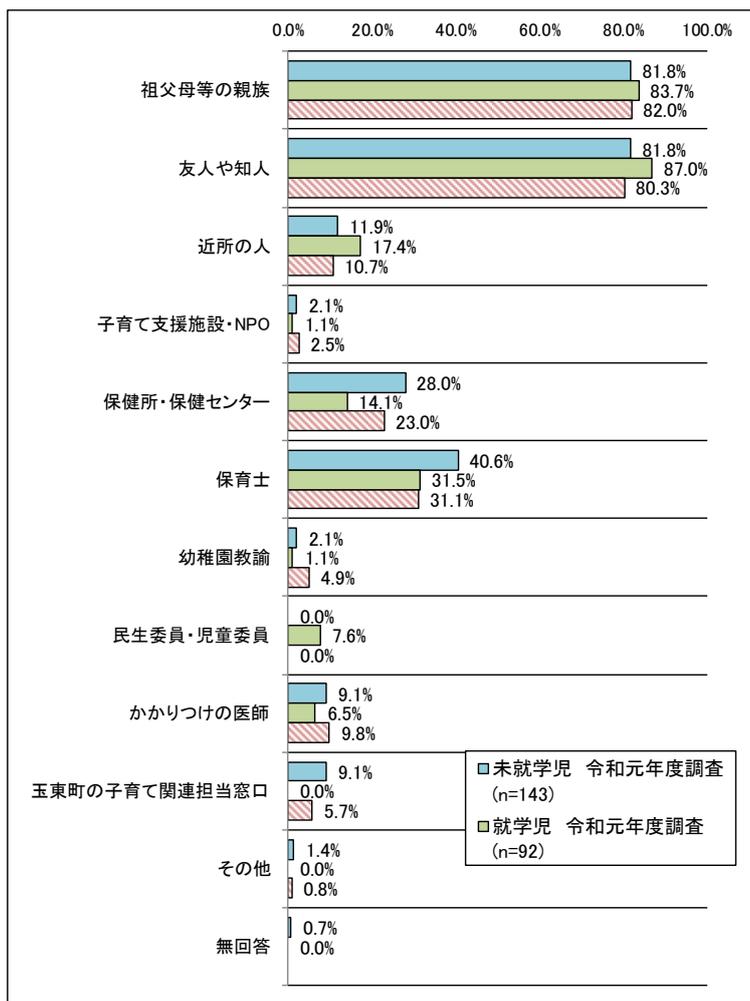
第2章 玉東町の子ども・子育てに関する現状と課題

気軽に相談できる人・場所の有無（就学前問 10、小学生問 10）

子育てをする上で、気軽に相談できる相手・場所が「いる／ある」の割合は、就学前児童・小学生ともに91.1%となっています。一方、「いない／ない」とする回答もあり、就学前児童の保護者で3.2%、小学生の保護者で5.0%となっています。



気軽に相談できる人・場所＜複数回答＞（就学前問 10-1、小学生問 9-1）



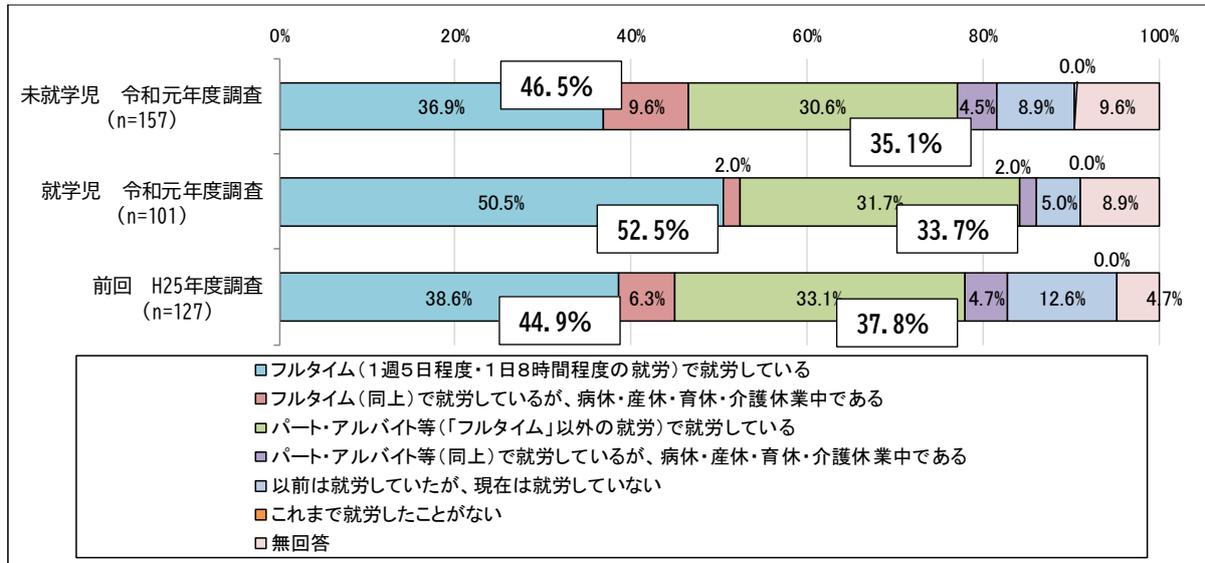
気軽に相談できる相手・場所については、「祖父母等の親族」（就学前児童の保護者 81.8%、小学生の保護者 83.7%）、「友人や知人」（就学前児童の保護者 81.8%、小学生の保護者 87.0%）が上位となり、複数の相談先をもっている保護者が多数いることがうかがえます。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

(3) 保護者の就労状況

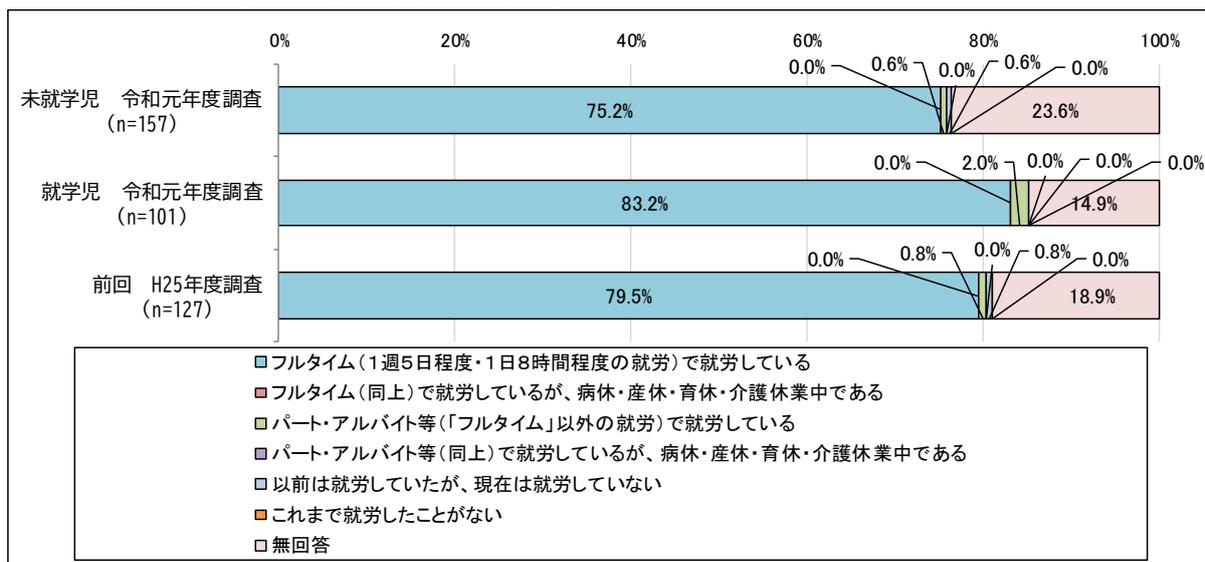
母親の就労状況（就学前問 11、小学生問 10）

母親の就労状況を見ると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が46.5%、『フルタイム以外で就労』が35.1%、『就労していない』が8.9%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が52.5%、『フルタイム以外で就労』が33.7%、『就労していない』人が5.0%となっています。



父親の就労状況（就学前問 11、小学生問 10）

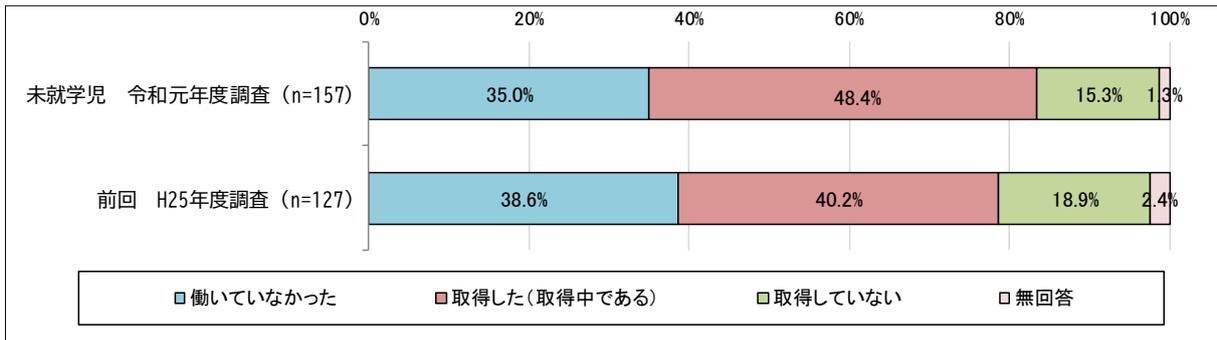
父親の就労状況を見ると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「フルタイムで就労している」が約8割となっています。



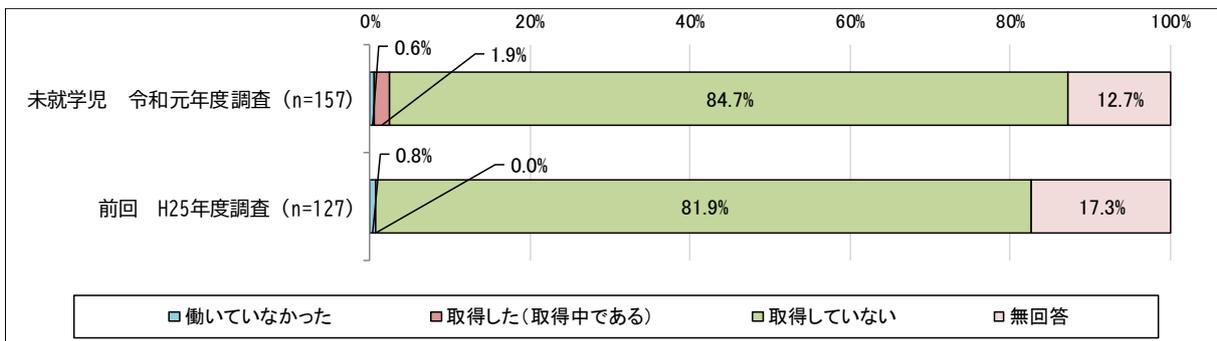
育児休業取得状況（就学前問 30）

関連して母親の育児休業取得状況をみると、未就学児の母親が育児休業を取得した（取得中である）割合が前回調査と比較して（前回調査 40.2%、今回調査 48.4%）8.2 ポイント増え、半数の母親が育児休業を取得していることがうかがえます。これは、前回調査時の状況と比較して、母親の育児休業取得がしやすい環境整備が進んでいると考えられます。

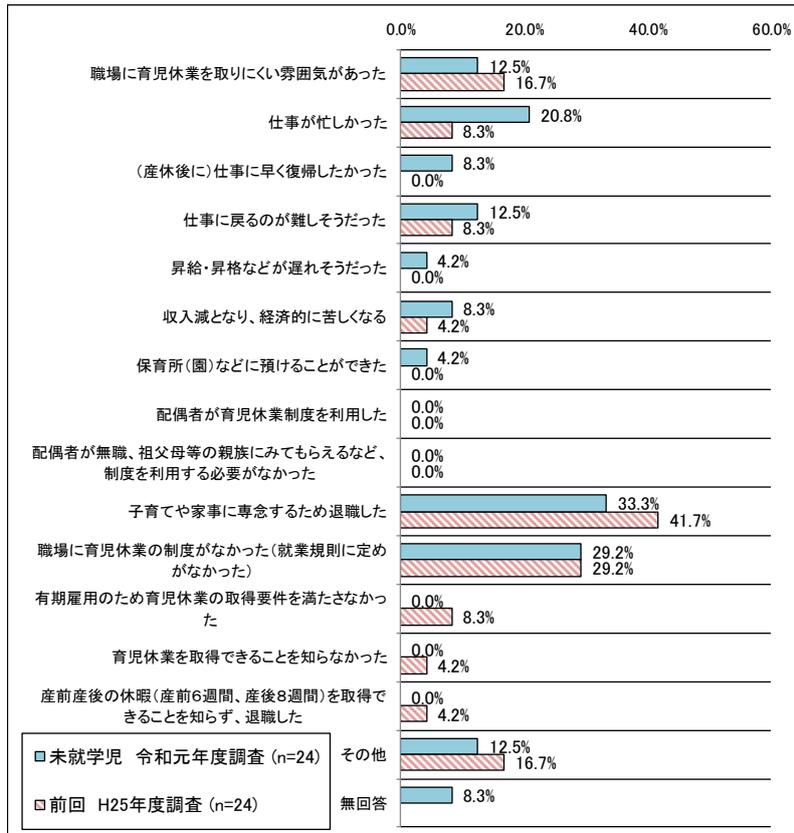
■ 育児休業の取得状況（母親）



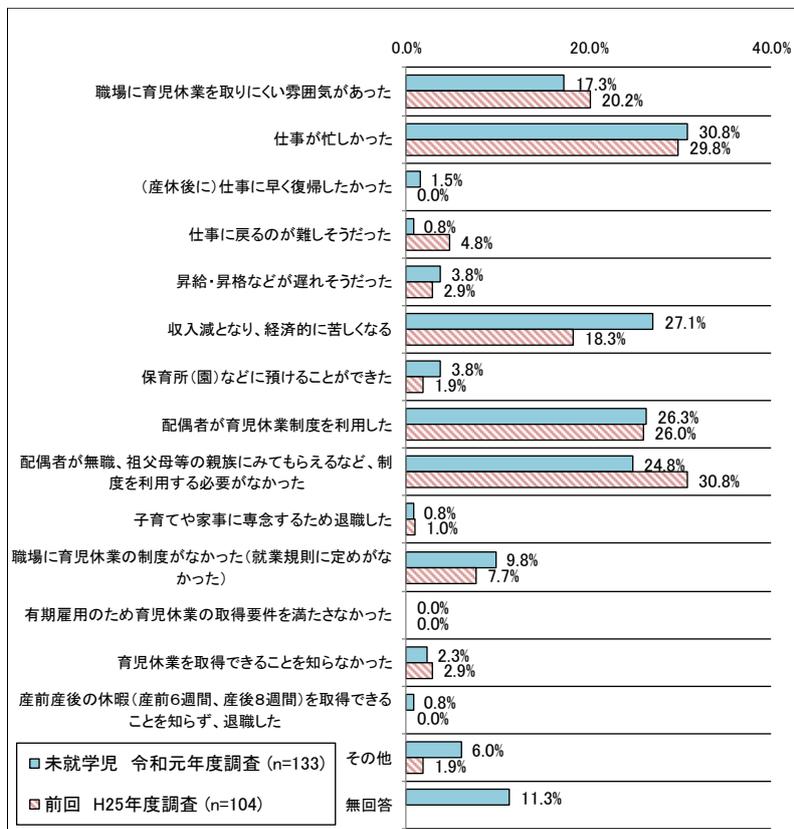
■ 育児休業の取得状況（父親）



■ 育児休業を取得していない理由〈複数回答〉（母親）



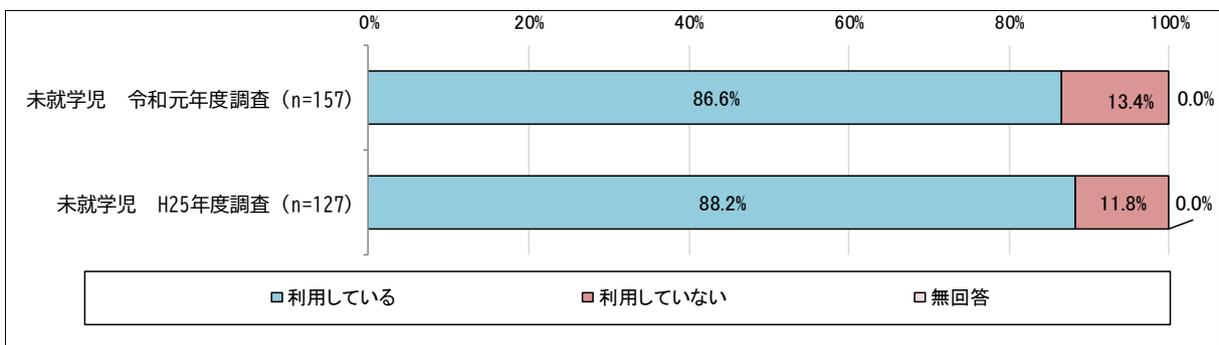
■ 育児休業を取得していない理由〈複数回答〉（父親）



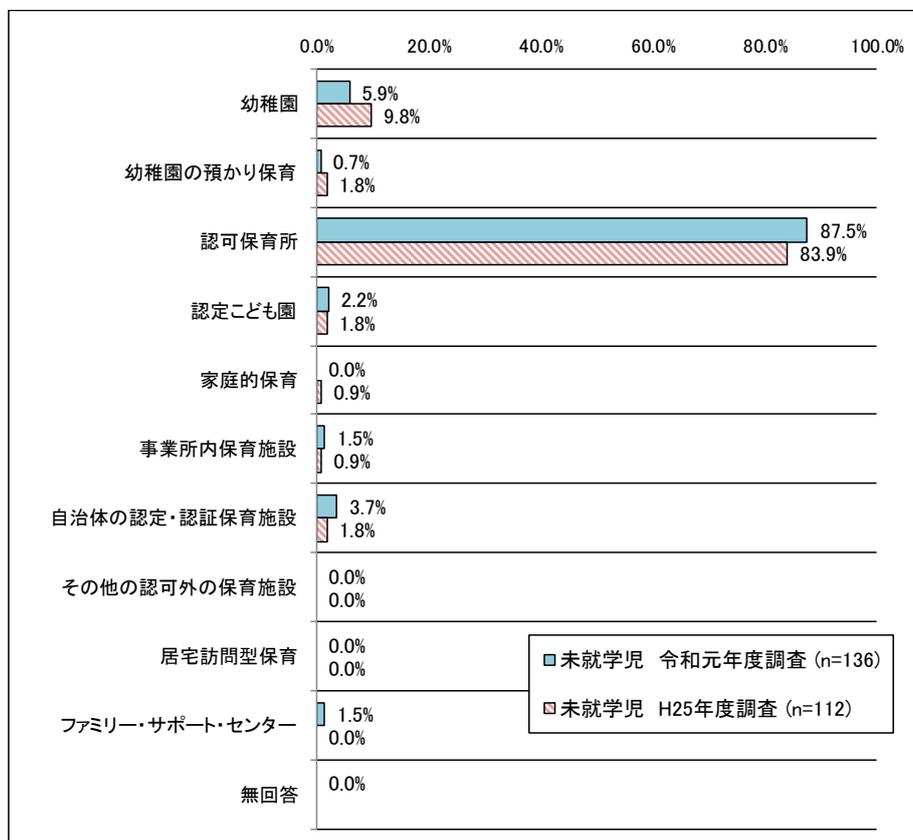
(4) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は86.6%と、前回調査時とほぼ同じ状況となっています。教育・保育事業の利用状況は、就労している母親の割合(81.6%)と近い数値となっています。利用している施設は、「認可保育所」が87.5%で最も高くなっています。今後、全国的には、育児休業取得者の増加や幼児教育・保育の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前問14)

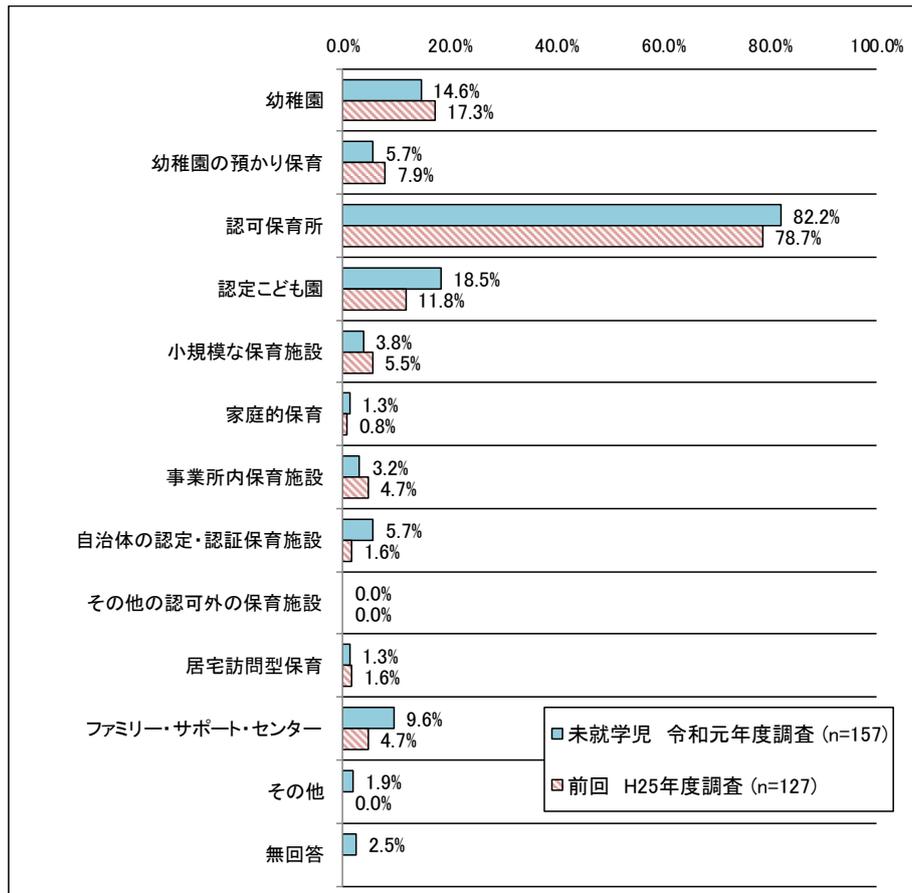


現在利用している日常的な教育・保育事業<複数回答>(就学前問14-1)



「日常的に」利用したいと考える教育・保育事業＜複数回答＞（就学前問15）

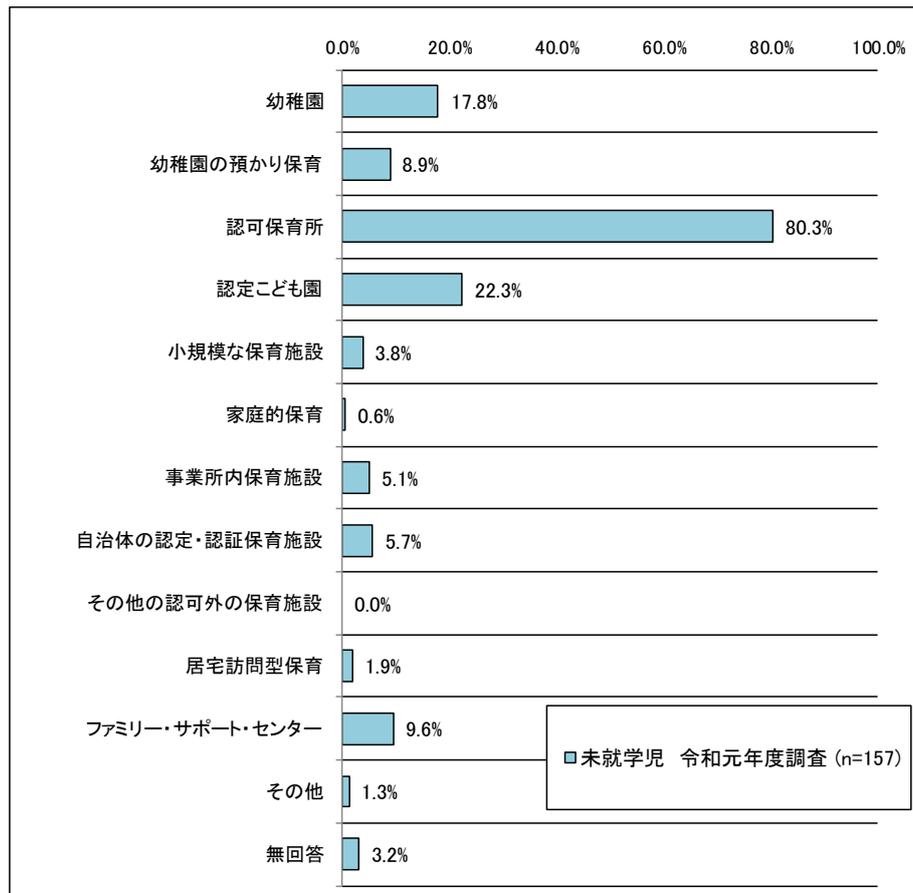
現在利用していない人も含めた今後の教育・保育事業に対する利用意向については、「認可保育所」が82.2%、「認定こども園」が18.5%、「幼稚園」が14.6%となっています。前問の「現在利用している日常的な教育・保育事業」と比較すると、「幼稚園」「認定こども園」の割合が高くなっています。



第2章 玉東町の子ども・子育てに関する現状と課題

現在教育・保育施設を利用している、利用していないにかかわらず無償化した場合利用したい事業<複数回答>(就学前問18)

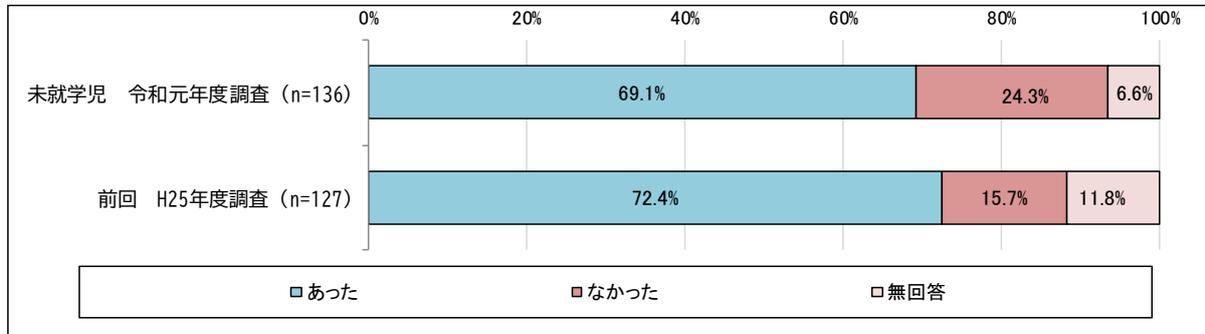
幼児教育・保育無償化が実施された場合の利用意向については、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認定こども園の利用意向が無償化前の利用意向より高くなっています。第2期子ども・子育て支援事業計画の策定においても、これらの意向を考慮する必要があると考えられます。



(5) 子どもの病気の際の対応

過去1年間に病気等で平日の定期的な教育・保育事業を休んだ経験（就学前問21）

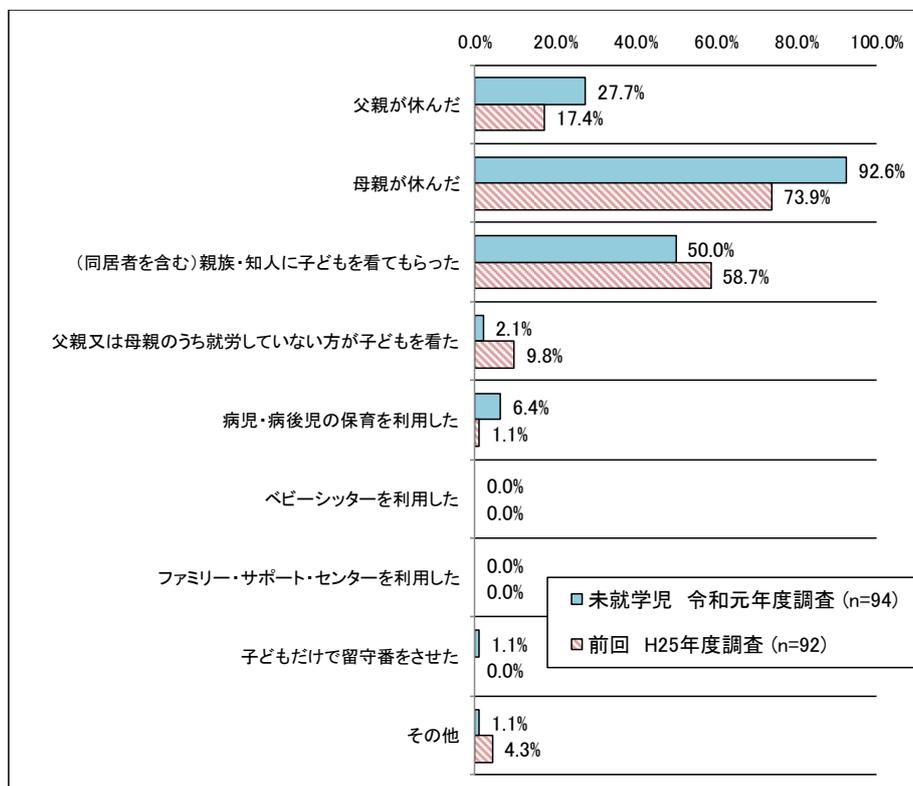
過去1年間に病気等で平日の定期的な教育・保育事業を休んだ経験が「あった」とする回答は、69.1%となっています。



休んだ場合の対処方法＜複数回答＞（就学前問21-1）

休んだ場合の対処方法は、「母親が休んだ」（92.6%）、「親族・知人に子どもを看てもらった」（50.0%）の割合が高くなっており、「病児・病後児の保育を利用した」は6.4%となっています。

「母親が休んだ」と回答した人の休んだ日数（平均）は7.5日/年となっています。

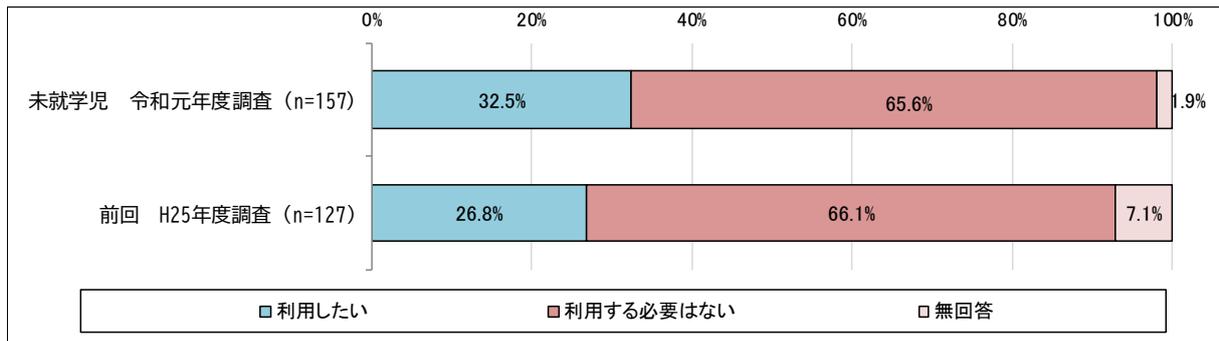


(6) 不定期の教育・保育の利用意向

不定期の教育・保育事業の利用意向（就学前問23）

今後の不定期の教育・保育事業の利用意向では、「利用したい」が32.5%となっており、利用希望の希望日数（平均）は14.8日／年となっています。

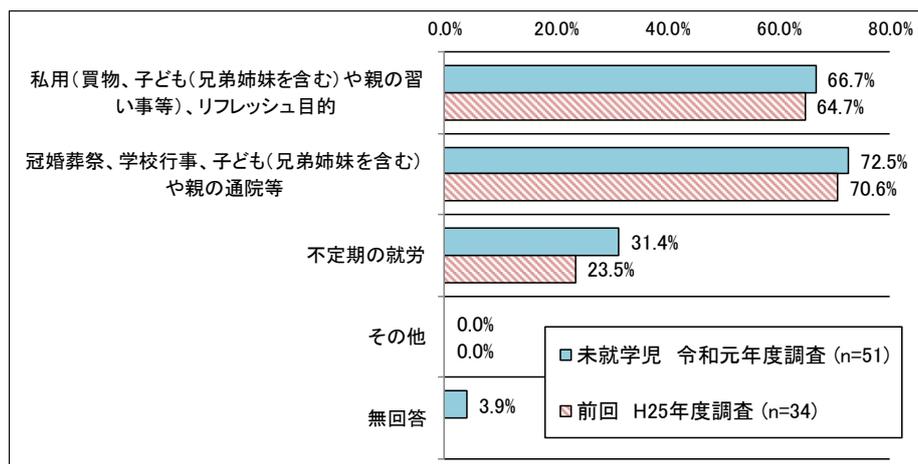
また、前回調査と比較すると、利用意向は高くなっています。



不定期の教育・保育事業の利用目的＜複数回答＞（就学前問23）

利用希望者の利用目的では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（72.5%）、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」（66.7%）、「不定期の就労」（31.4%）の順で割合が高くなっています。

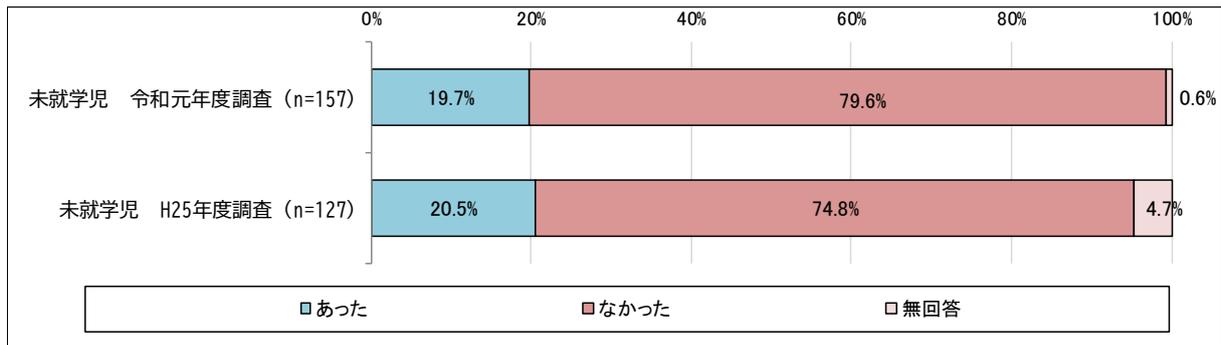
また、前回調査と比較すると、全体的に回答の割合が高くなっており、利用目的が多岐に渡ってきていることがうかがえます。



(7) 宿泊を伴う用事の際の対応

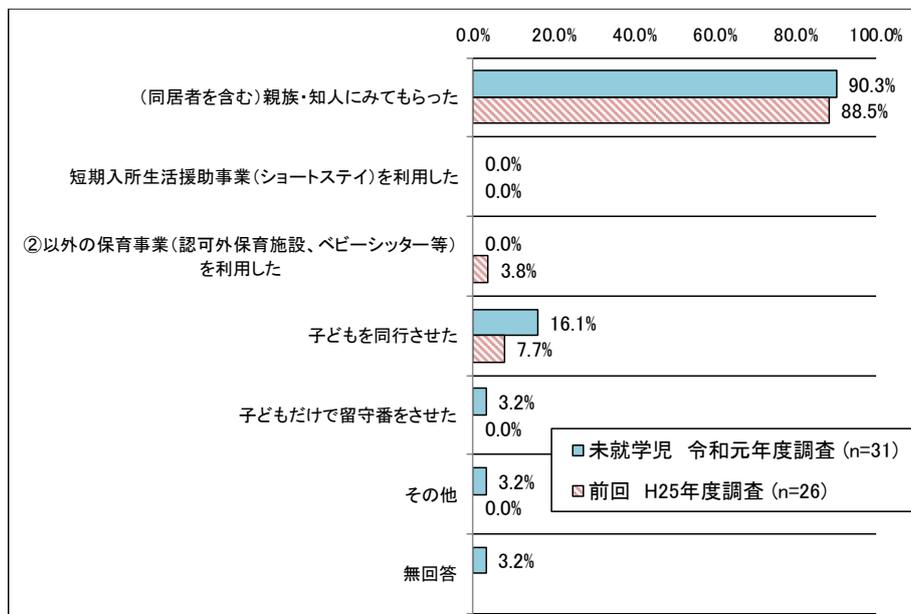
過去1年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験
(就学前問24)

未就学児の保護者の19.7%は、過去1年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の宿泊日数は7.1日/年となっています。



泊りがけで家族以外に預けたときの対処方法<複数回答> (就学前問24)

預けなければならなかった場合の対処方法は、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が90.3%で圧倒的に高くなっています。次いで「子どもを同行させた」が16.1%となっています。



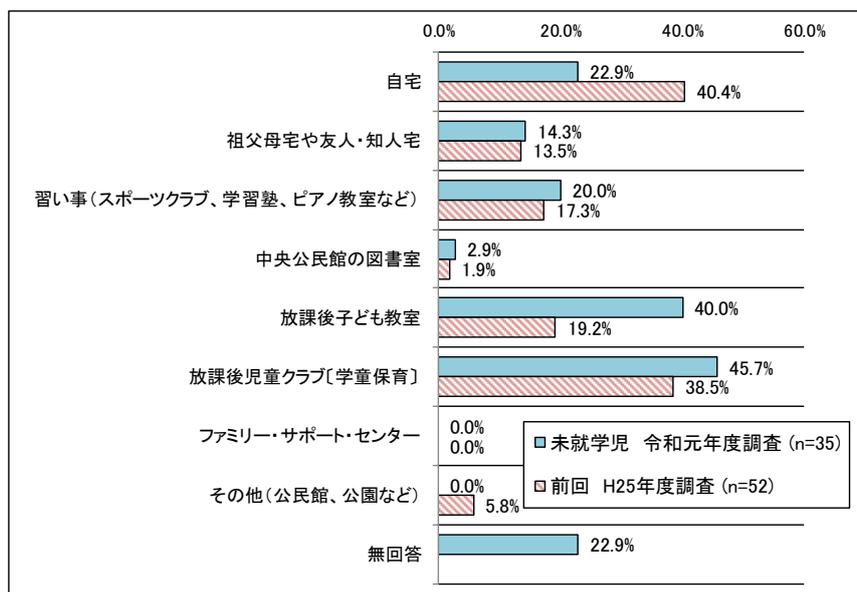
(8) 小学校における放課後の過ごし方

就学前児童の保護者の、小学校入学後における低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が45.7%と最も高く、「放課後子ども教室」が40.0%となっています。一方、小学生（1～3年生）の現在、放課後を過ごしている場所は、「自宅」が65.8%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が50.7%となっています。

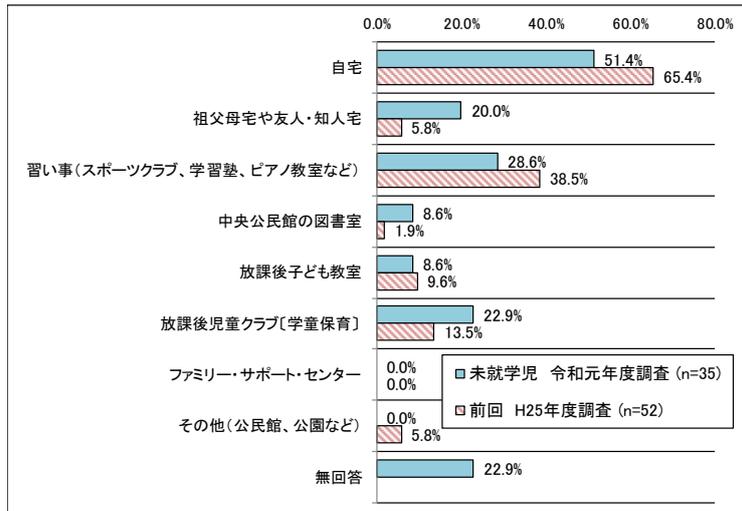
また、小学生の保護者の高学年（4～6年生）の時の希望は、「自宅」が51.4%、「習い事」が28.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が22.9%となっていますが、小学生（4～6年生）の現在過ごしている場所は、「自宅」が85.2%、「習い事」が59.3%となり、希望と現状の順位は同じですが、「自宅」で過ごすの割合が希望(51.4%)に対し、現状(85.2%)は大きく差が出ています（33.8ポイント高くなっている）。

働く保護者にとって、学童保育とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童保育を維持していくことが求められています。

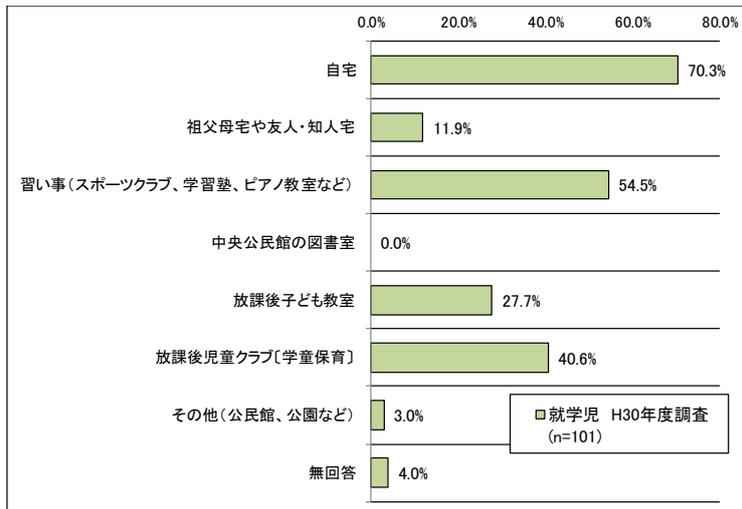
低学年の放課後の過ごし方【希望】 < 複数回答 >（就学前問 25）



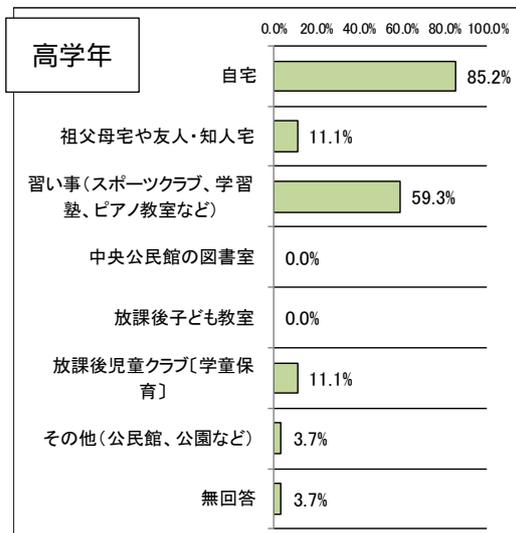
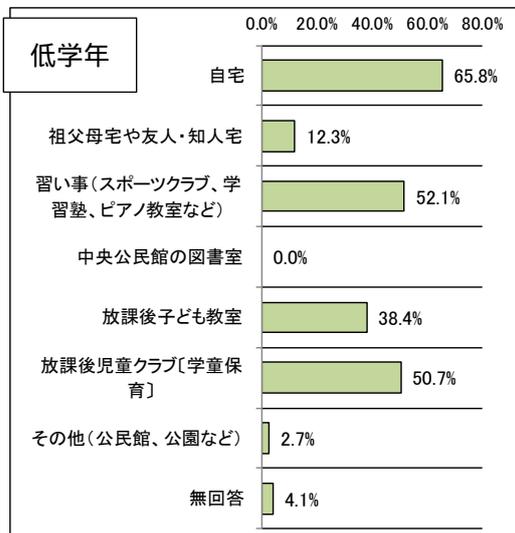
高学年の放課後の過ごし方【希望】＜複数回答＞（就学前問 26）



小学生の放課後の過ごし方【現在の状況】＜複数回答＞（小学生問 13）



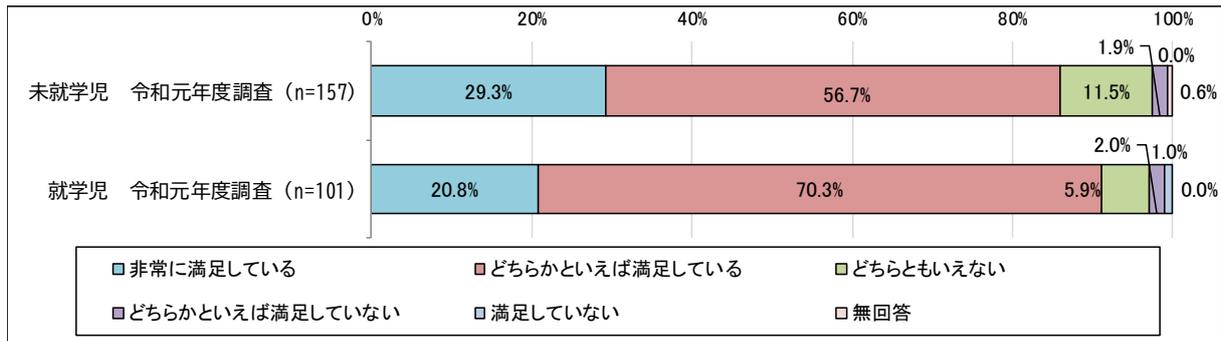
低学年・高学年別（小学生問 16 から算出）



(9) 子育ての環境や支援への満足度

町の子育ての環境や支援の満足度について、満足している割合（「非常に満足している」の割合と「どちらかといえば満足している」の割合の合計）は、未就学児の保護者では86.0%、就学児の保護者では91.1%となっています。

お住まいの地域における子育ての支援や環境の満足度（未就学児問 32、就学児問 18）



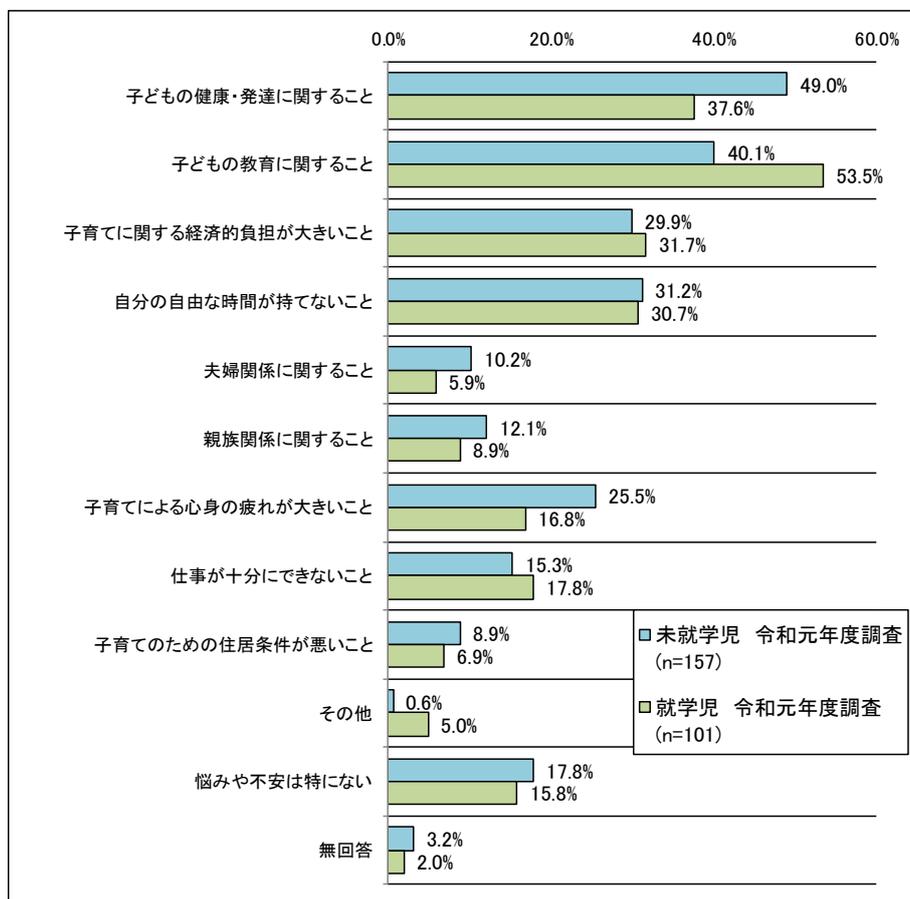
(10) 子育てに関する不安や悩み

子育ての不安や悩みについては、未就学児・就学児ともに「子どもの健康・発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」、「自分の自由な時間が持てないこと」の割合が高くなっています。

未就学児の保護者の回答では、「子どもの健康・発達に関すること」、「子育てによる心身の疲れが大きいこと」が特に高く、就学児では「子どもの教育に関すること」が特に高くなっており、子どもの成長段階に応じて不安や悩みの内容が変化していることがうかがえます。

また、「仕事が十分にできないこと」との回答も未就学児・就学児ともに2割弱程度の回答があり、仕事と子育ての両立に向けた取り組みの充実も求められていると考えられます。

子育てに関する不安や悩み＜複数回答＞（就学前問 38、小学生問 19）



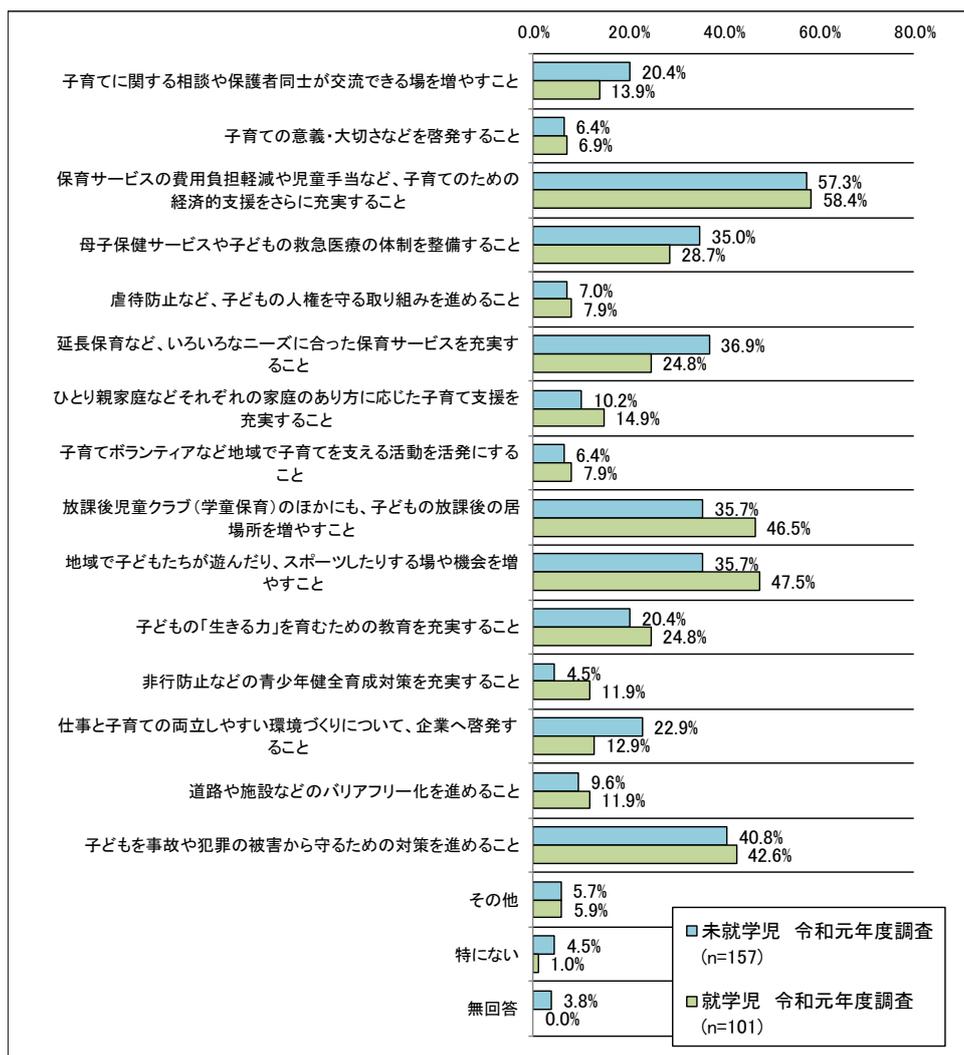
(11) 子育て支援として玉東町に期待すること

玉東町の子育て支援に期待することについては、未就学児・就学児ともに「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をさらに充実すること」（未就学児57.3%、就学児58.4%）が最も高くなっています。

未就学児では、他に「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進めること」（40.8%）、「延長保育など、いろいろなニーズに合った保育サービスを充実すること」（36.9%）等の割合が高くなっています。また、就学児の回答と比較すると、「延長保育など、いろいろなニーズに合った保育サービスを充実すること」（36.9%）、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発すること」（22.9%）等の回答の割合が高くなっています。

就学児の回答では、未就学児の回答と比較して、「放課後児童クラブ（学童保育）のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やすこと」（46.5%）、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やすこと」（47.5%）等の割合が高くなっています。

町に充実してほしいと思うこと＜複数回答＞（就学前問 39、小学生問 24）



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本町では、第1期計画において「気づき、育む親子の笑顔 寄り添いつなげる未来のふるさと」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、地域の支援の輪の中で、子どもとその保護者が「玉東町で子育てができてよかった」、「玉東町で子育てがしたい」と思ってもらえるような、子育て支援が充実したまちづくりを目指します。

基本理念

**気づき、育む親子の笑顔
寄り添いつなげる未来のふるさと**

2 基本的な考え方

子どもは社会の宝であり、保護者の子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せ、また、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながります。子ども・子育て支援新制度では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本としており、子ども・子育て支援は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として子ども・子育て支援に取り組みます。

子ども・子育て家庭の支援において地域や社会が保護者に寄り添い連携・共同し、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援します。

3 基本目標

基本目標1 適切で質の高い環境の確保

社会情勢の変化やニーズの多様化など、子ども・子育てをめぐる環境の在り方は更に複雑化している状況です。今後も教育・保育サービス事業者等と連携・協働しながら子どもの成長にとって重要な乳幼児期において、適切で質の高い環境を確保していきます。

また、放課後児童クラブ等、地域の子育て支援サービスにおいても、同様に適切で質の高い環境を確保します。

基本目標2 子育てをする親への支援

少子高齢化、核家族化、共働きの家庭の増加など子育て家庭の環境の変化がある中、親が安心して子育てができるよう親に対する子育て支援を行うことが求められています。子育てに喜びや生きがいを感じ、親として成長できるよう親子関係を形成していくことで、子どものより良い育ちを実現していくことを目指します。

また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげるために、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。

基本目標3 社会全体で支える子育て

行政をはじめ、家庭を中心に学校園等、地域、その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携し社会全体で子育てを支えます。

第4章 施策の展開

1 地域における子育ての支援

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう環境を整備します。また、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援事業の充実に向け取り組みます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てグループづくり	つどいの広場ひまわりや各施設における親子の遊びや交流・学習、乳幼児健診などの機会を通して、親同士の自然なつながりの創出を促進します。	保健介護課
情報提供の充実	町ホームページ等を活用して、つどいの広場通信による子育て情報の随時情報提供を行います。また、事業を展開していくうえで得た子育てに関するノウハウを蓄積し、子育てに役立つ冊子発行をなど行います。	保健介護課

2 母子の健康の確保

母子がともに健康な生活を送ることができるよう、妊婦健診等による母子の健康管理の充実を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進	妊娠出産の支援や、生まれてくる子どもの健康の確保を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査の実施 ・産婦健康診査費用助成の実施 ・新生児聴覚検査費用助成の実施 等 	保健介護課
妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健康診査の費用を一部助成します。また、母子手帳交付時等において受診勧奨を行います。	保健介護課
乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導・健康指導の実施	乳幼児の発育・離乳食・むし歯予防などについて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員によるきめ細かい保健指導や育児相談を実施します。併せて、ニーズに応じた助言・指導が実施できるよう、職員間の資質向上に努めます。	保健介護課
離乳食教室・幼児食教室の実施	離乳食・幼児食の実習と試食および栄養についての学習のために、前期離乳食教室、後期離乳食教室、1歳児教室、2歳児教室等を実施します。	保健介護課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児健康診査の実施	3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。 また、未受診児に対し、家庭訪問等でフォローを行います。	保健介護課
幼児歯科教室の実施	1歳児と2歳児を対象に、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施します。また、町内保育園において「むし歯予防教室」「歯みがき教室」を実施します。	保健介護課

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育ての男女平等啓発事業	家庭生活や育児と仕事の両立を図るため、男女間・労使間の意識改革を進め、広報誌等により啓発を行います。また、「第2次玉東町男女共同参画計画」に基づき関係機関に働きかけを行い、庁内で取り組む体制を整備します。	総務課

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	内容／今後の方向性	担当課
多世代・異年齢交流事業の推進	次代を担う人材育成のために、子どもたちが主体的に参画する事業展開を目指して、地域団体と情報共有や連携を図りながら、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進します。	教育委員会
保育所の整備・充実の支援	町内の2か所の保育所に対し、利用人数の量の見込みに応じた定員の管理について、状況を把握しながら待機児童が発生しないよう支援を行います。	保健介護課

4 子育て世代の保護者負担の軽減

子育て中の家庭は、養育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費の助成などの支援を行い、子育て家庭の安定に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童手当の支給	児童手当（県・国制度）の適正・迅速な支給を実施します。	町民福祉課
こども医療費助成事業	0才から高校3年生（平成27年4月～高校3年までに対象が拡大）までの子がいる世帯に対して、医療費を助成します。	町民福祉課
ひとり親家庭等への医療費助成の実施	ひとり親家庭で20才未満の子どもを扶養している父または母に入院・通院等の一部負担金の3分の2の額を助成します。	町民福祉課
予防接種助成	<p>定期予防接種（無料：但し法律で定められた年齢内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ） ・MR（麻しん、風しん）・日本脳炎・BCG（結核） ・ヒブ（細菌性髄膜炎） ・肺炎球菌（細菌性髄膜炎） ・水痘（水ぼうそう） <p><小学生> ・二種混合（ジフテリア、破傷風） <中高生女子> ・子宮頸がん</p> <p>任意予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ 中学3年生までは、全額無料 高校生は、1,000円を上限に補助 ・ムンプス（おたふくかぜ） 1歳～2歳児まで、 5,000円を上限として補助 ・風しん ・MR 妊娠中の女性の配偶者、家族、妊娠を希望する女性、その配偶者。家族1回あたり10,000円を上限に補助 	保健介護課

5 児童虐待防止対策の充実

熊本県が実施している施策と連携を図り、本町の実情に応じた施策を推進します。

(1) 発生予防、早期発見、早期対応等

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童虐待防止対策の充実	<p>児童虐待（障がい児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>また、平成29年4月に設置した「子ども家庭総合支援拠点」を中心に、取り組み・連携の更なる強化を推進します。</p>	保健介護課

(2) 社会的養護施策との連携

事業名	内容／今後の方向性	担当課
養育家庭制度の普及	<p>養育支援家庭訪問事業により育児への不安感のある家庭に対し育児や家事の援助、相談を行い児童虐待の防止に務めます。</p> <p>また、児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、熊本県の養育家庭制度の普及を図ります。</p>	保健介護課

6 障がい児施策の充実等

玉東町障害児福祉計画を推進し、本町の実情に応じた施策を推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
発達障がい等の疑いのある子どもに関する支援	保健介護課の母子担当と有明療育センターによる保育園への巡回により、状況に応じて専門医療機関等の受診や療育サービスの説明をおこないます。	町民福祉課 保健介護課 教育委員会
発達障がい児等の療育サービスの計画相談及び利用	療育サービスを利用するための計画を、保護者の意向をふまえて作成し、サービスの利用を通して改善状況を確認します。	町民福祉課
放課後対策事業の実施	学校が終わった放課後における活動場所として、障がい児が安全に遊べる環境を提供します。 【放課後等デイサービス】 障害児通所給付サービスの一つとして、就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に施設に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を行っています。	町民福祉課
障がい児保育の利用促進	玉東町障害児保育事業実施要綱にのっとり、保育が必要な心身に障がいのある児童の保育の促進、かつその処遇の改善を進めます。関係機関と連携し、手帳を所持する児童の入所が予定される場合（入所児童の手帳取得などの情報）は早めに保育園に情報提供を行い、保育士の確保ができるよう配慮します。	保健介護課

第5章 子ども・子育て支援サービスの充実

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び玉東町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

<p>地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。</p>
<p>地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。</p>

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント 事業量の調整単位として適切か	ポイント 事業の利用実態を反映しているか
児童数や施設数は適切な規模か	居宅より容易に移動することが可能か
区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	区域内で事業の確保が可能か
区域ごとに確保策を打ち出せるか	現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

玉東町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3 児童人口の推計

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、2017年（平成29年）から2019年（平成31年）までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

単位 (人)	実績値	推計値				
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	29	31	31	30	29	28
1歳	41	31	34	33	32	32
2歳	32	43	33	35	35	34
3歳	46	34	46	36	38	37
4歳	43	46	34	46	36	38
5歳	50	45	48	36	48	37
6歳	50	50	46	48	36	48
7歳	51	50	50	45	48	35
8歳	53	51	49	50	45	48
9歳	57	51	49	48	48	44
10歳	38	57	51	49	48	48
11歳	62	38	57	51	49	48
合計	552	527	528	507	492	477

(単位：人)

4 子ども・子育て環境の整備

(1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つのタイプがあります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本町においては、保育所のみ運営しており、認定こども園の事業実施はありません。保育所の認定こども園への移行については、利用者のニーズや圏域での教育サービスの供給量を注視しながら、必要に応じて本町における教育サービスの供給について検討を行います。

(2) 教育・保育の質の向上

保育士と小・中学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、今後も保・小・中の連携を強化していきます。

玉東町では、町内の幼児・児童・生徒の健全育成を図ることを目的として「玉東町教育の日」を制定し、町内の保育園・小学校・中学校、及び、家庭や地域社会が一体となって連携・協力し、互いの教育力を高めるとともに、教育関係者がその責務の重要性について考える機会を設けています。また、「玉東町保・小・中連携研修会」を開催し、教職員の更なる資質向上と連携体制の強化を図っています。

また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けた、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について、県の動向に従って検討を行います。

(3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

令和2年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み	町内	4	0	127	9	70
	他市町から受託	0		5		0
	量の見込み合計	4		132	9	70
確保方策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	
	保育所		110	18	72	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	
	他市町へ委託	4	5		1	
	確保方策の合計	4	115		91	
-	0	17		12		

令和3年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み	町内	4	0	130	9	64
	他市町から受託	0		6		0
	量の見込み合計	4		136	9	64
確保方策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	
	保育所		113	22	75	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	
	他市町へ委託	4	6		0	
	確保方策の合計	4	119		97	
-	0	17		24		

令和4年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み	町内	4	0	120	9	65
	他市町から受託	0		6		0
	量の見込み合計	4		126	9	65
確保 方 策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	
	保育所		113	22	75	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	
	他市町へ委託	4	6		0	
	確保方策の合計	4	119		97	
-	0	7		23		

令和5年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み	町内	4	0	124	9	64
	他市町から受託	0		5		0
	量の見込み合計	4		129	9	64
確保 方 策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	
	保育所		113	22	75	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	
	他市町へ委託	4	5		0	
	確保方策の合計	4	118		97	
-	0	11		24		

令和6年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量の見込み	町内	4	0	113	9	64
	他市町から受託	0	3		0	
	量の見込み合計	4	116		9	64
確保 方 策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	
	保育所		113	22	75	
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	
	他市町へ委託	4	3	0		
	確保方策の合計	4	116		97	
	-	0	0		19	

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年度の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。

【確保方策】

令和2年度における、町内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。2号認定の量の見込みに対する確保方策の不足分については、町内保育所の定員の弾力運用にて対応することとし、実質的な不足は生じないように努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

母子保健型

(単位：箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【量の見込み】

国の補助基準では、「1市町村当たりの箇所数は、10月1日時点0～5歳児人口を10,000で除して得られた数を上限とする。(1万人未満切り上げ)」とされていることから、本町の実施箇所数上限は1箇所となります。

【確保方策】

ふれあいの丘保健センターにて事業を実施し、利用ニーズの確保に努めます。

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	84	83	79	80	76
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	84	83	79	80	76

【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

町内の保育所にて、利用ニーズに対して柔軟な対応を行い、量の確保に努めます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	43	38	43	34	46
	2年生	28	34	27	29	23
	3年生	29	26	30	28	30
	4年生	8	8	8	8	8
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	110	108	110	103	109
箇所数		3	3	3	3	3
確保方策		120	120	120	120	120

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を毎年4%増で見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

【確保方策】

今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

町外施設に委託して事業を実施し、利用ニーズの確保に努めます。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保方策	40 (実施機関： 保健センター)	40 (実施機関： 保健センター)	40 (実施機関： 保健センター)	40 (実施機関： 保健センター)	40 (実施機関： 保健センター)

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

ふれあいの丘保健センターを実施機関とし、見込み量を確保します。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3 (実施機関： 社会福祉協議会)	3 (実施機関： 社会福祉協議会)	3 (実施機関： 社会福祉協議会)	3 (実施機関： 社会福祉協議会)	3 (実施機関： 社会福祉協議会)

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

社会福祉協議会に委託して、見込み量を確保します。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	137	128	128	125	122
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	230	230	230	230	230

【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している1箇所で実施し、見込み量を確保します。

一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	600	600	600	600	600
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	600	600	600	600	600

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

町内の保育所及び町外の幼稚園等にて、利用ニーズに対して柔軟な対応を行い、量の確保に努めます。

病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	40	40
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	100	100	100	100	100

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

町外施設に委託して事業を実施し、利用ニーズの確保に努めます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ここでは就学児が対象）

（単位：人日／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120	120	120	120	120
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	120	120	120	120	120

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に下回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

「社会福祉協議会」にて、利用ニーズに応えられるように事業の展開を図ります。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：人日／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	県医師会 医療機関	県医師会 医療機関	県医師会 医療機関	県医師会 医療機関	県医師会 医療機関

【量の見込み】

これまでの実績に基づいて算出しました。

【確保方策】

医療機関に委託して実施するとともに、14回までの公費負担を行います。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、新制度に移行していない園における副食費等を助成する事業です。

【量の見込み・確保方策】

事業の対象者より申し込みがあった場合には、円滑に事業の利用ができるように適切に対応します。



7 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、玉東町虐待防止連絡協議会において、代表者会議・実務者会議・ケース会議をそれぞれ実施し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化に努めています。

平成28年の児童福祉法の改正により、各自治体に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワーク業務を行う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務として義務付けられています。本町では、平成29年4月にふれあいの丘保健センター内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、全ての子ども・家庭に対する相談に専門性（保健師・社会福祉士）をもった体制と関係機関との連携強化を図っています。

また、体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本町では、平成31年3月に策定した「第2次玉東町男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

9 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

(1) 放課後子ども教室の概要

それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、子どもたちが放課後を安全に過ごせる居場所づくりとして実施しています

実施場所	対象者	活動日	利用時間
山北小学校	小学1～2年生	火曜（1年）	14：50～15：30
木葉小学校		木曜（1・2年）	15：00～16：15
			15：05～15：50

(2) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも、子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

本町では、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の推進を行っています。放課後子ども教室は町内2校、1、2年児童を対象に行っており、基本的に対象児童はほぼ全員参加しています。放課後児童クラブ利用児童もその中に含まれており、放課後子ども教室利用後に放課後児童クラブを利用することとしています。

今後は、共働き家庭等の子どもを含めたすべての児童の健全育成と児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験活動を地域の人とともに楽しむことができるよう、両校区に1カ所以上の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を行う体制を維持し、それぞれの事業の活動スタッフの連絡会議などに両事業の所管課が相互に参加するなど情報共有・情報交換を行い、放課後児童クラブ指導員と放課後子ども教室コーディネーターの連携強化・促進に努めます。

計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	2	2	2	2	2

計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	3	3	3	3	3
定員数	120	120	120	120	120

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

第6章 子どもの貧困に関する取り組み

1 子どもの貧困に関する現状と課題

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本町の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

熊本県が平成29年度に実施した「子どもの生活実態調査」の玉東町の回答者の調査結果をもとに、町内の子どもの貧困の状況を確認しました。以下、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています

■調査期間：平成29年6月12日～平成29年7月12日

■調査対象者

		対象者数（人）	回答数（件）	回答率	
小学5年生	保護者	9,216	6,953	75.4%	75.5% (合計)
	子ども	9,216	6,969	75.6%	
中学2年生	保護者	8,959	6,204	69.2%	69.3% (合計)
	子ども	8,959	6,215	69.4%	
不明 (学年の回答無し)	保護者	-	626	-	-
	子ども	-	559	-	
全体		36,350	27,526	75.7%	

相対的貧困の設定

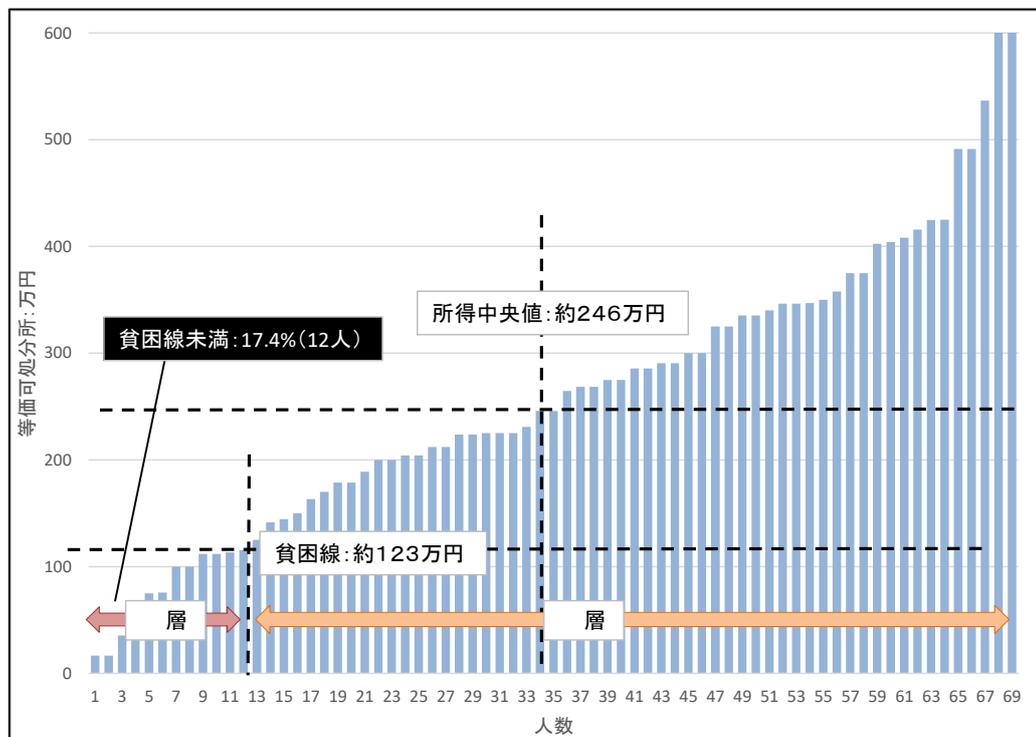
当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入を設定しました。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、本町の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数69件のうち12件となり、回答者全体に占める割合は17.4%となりました。なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できません。

【相対的貧困世帯の状況】

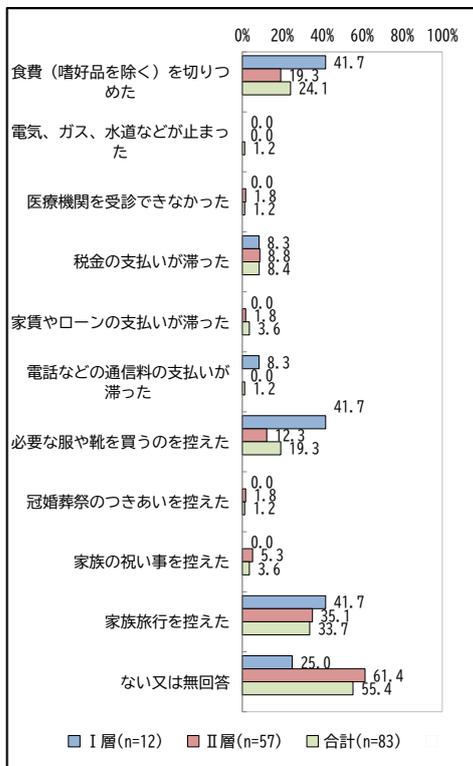
	有効回答数	貧困線	層 (貧困線未満)	層 (貧困線以上)	今回の調査による貧困率
熊本県全体	11,005件	約106万円	1,650世帯	9,355世帯	15.0%
玉東町	69件	約123万円	12世帯	57世帯	17.4%

今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できません。



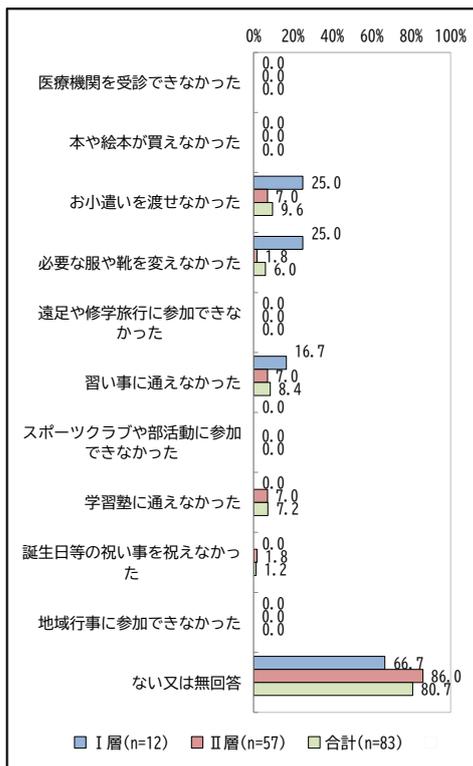
調査結果

経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「食費を切りつめた」(I層：41.7% II層：19.3%)、「電話などの通信料の支払いが滞った」(I層：8.3% II層：0.0%)、「必要な服や靴を買うのを控えた」(I層：41.7% II層：12.3%)、「家族旅行を控えた」(I層：41.7% II層：35.1%)、が挙げられ、経済的な困難が生活の基盤に大きく影響していることが分かります。

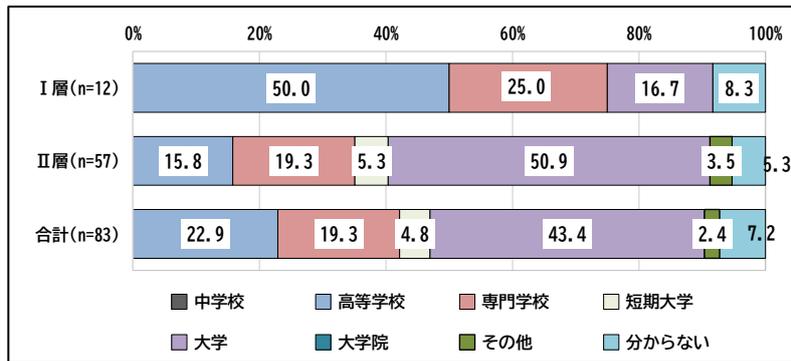
経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「お小遣いを渡せなかった」(I層：25.0% II層：7.0%)、「必要な服や靴を買えなかった」(I層：25.0% II層：1.8%)、「習い事に通えなかった」(I層：16.7% II層：7.0%)が挙げられます。前問と同じく、経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、「お小遣い」や「習い事」といった、子どもの学習機会や社会的行動に関わることにも影響を与えていることが分かります。

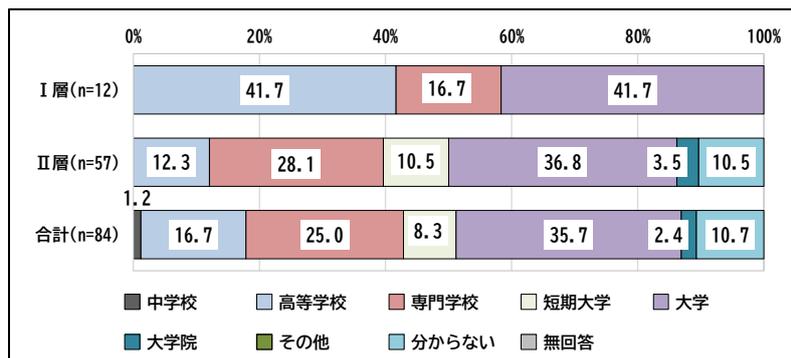
お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか（保護者回答）

Ⅱ層と比較してⅠ層では「高等学校」（Ⅰ層：50.0% Ⅱ層：15.8%）、「専門学校」（Ⅰ層：25.0% Ⅱ層：19.3%）の割合が高くなっています。反面、「大学」（Ⅰ層：16.7% Ⅱ層：50.9%）、の割合は低くなっており、早く社会人として活躍することを希望していることがうかがえます。



あなたは将来どの学校まで進学したいですか（子ども回答）

Ⅱ層と比較してⅠ層では「高校」（Ⅰ層：41.7% Ⅱ層：12.3%）、「大学」（Ⅰ層：41.7% Ⅱ層：36.8%）が高くなっており、「専門学校」（Ⅰ層：16.7% Ⅱ層：28.1%）の割合は低くなっています。Ⅱ層と比較してⅠ層では、進学についての希望が「高校」と「大学」の2極化の状況となっています。



2 取り組みの方向性

(1) 将来像

本町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。



(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援
<p>子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。</p> <p>貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。</p>
基本方針2 生活・就労の支援
<p>子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。</p> <p>生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。</p> <p>また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。</p>
基本方針3 経済的支援
<p>様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。</p> <p>本町においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。</p> <p>経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。</p>
基本方針4 連携体制等の構築
<p>子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。</p> <p>子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。</p>

3 取り組みの内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム¹と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

学校教育の充実

施策	内容
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	子どもの成長を切れ目なく支援するために、保育所・小学校・中学校の連携を今後も密に行い、子どもの育ちと学びを推進します。

学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施策	内容
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー ² やスクールソーシャルワーカー ³ 等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、関係各課が連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。

* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

* 2 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が当てられ、SCと略される。

* 3 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。

地域の人材を活用した学びの場づくり

施策	内容
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

就学前教育・保育の充実

施策	内容
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

就学支援の充実

施策	内容
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など町民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。

(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

子どもたちの居場所づくり

施策	内容
放課後児童クラブの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
多世代交流の推進【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。

子どもの健康・生活への支援

施策	内容
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。

子どもの将来に向けた支援の充実

施策	内容
キャリア教育に関する学習 【再掲】	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、引き続き中学生等を対象に、職場体験を実施します。
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。

保護者の就労支援

施策	内容
保護者の就労支援	たまな若者サポートステーションや生活よりそい相談センター、ハローワーク、県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談などを行います。
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。

保護者の健康確保

施策	内容
保護者の健康面に対するの専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。

暮らしへの支援

施策	内容
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	玉東町保健介護課、玉東町社会福祉協議会等において、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。

(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

生活を支える経済的な支援

施策	内容
子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、中学校3年生までの子どもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。
ひとり親家庭等への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭等の医療費の助成などに取り組みます。また、貸付金に関する情報提供を行います。
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し教育資金などの貸付による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。

(4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

相談体制の整備・充実

施策	内容
総合的な児童虐待防止の推進	介護保険課を子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、虐待防止連絡協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。
妊娠期からの切れ目のない支援	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを整備します。
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 計画の推進体制

本町では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本町では、保健介護課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「玉東町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2期玉東町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

編集・発行：玉東町 保健介護課

〒869-0303 熊本県玉名郡玉東町大字木葉 372

TEL：0968-85-6557 FAX：0968-85-6554

